

大阪市予防接種実施の手引き

(A 類疾病)

大阪市健康局

問合わせ先

【予防接種委託料の支払いに関すること、結核及び子宮頸がん以外の予防接種に関すること】

保健所感染症対策課（感染症グループ） TEL 06-6647-0954

【結核の予防接種（BCG）に関すること】

保健所感染症対策課（結核グループ） TEL 06-6647-0653

【子宮頸がん予防ワクチンに関すること】

健康づくり課 TEL 06-6208-9943

令和6年4月作成

<主な注意点>

- 5種混合ワクチン（現在の「4種混合ワクチン」と「ヒブワクチン」の混合ワクチン）が令和6年4月1日から定期接種となります
- 小児用肺炎球菌ワクチンは現在の「13価ワクチン（PCV13）」から「15価ワクチン（PCV15）」に切り替わります。
- 5種混合ワクチン及び15価小児用肺炎球菌ワクチンの運用方法については、P5～6、P14～15を参照ください。
- 5種混合ワクチンを接種した場合は、1期初回1回目は44、2回目は45、3回目は46、1期追加は47でご請求ください。
- BCGの接種には、事前の研修受講や手続きが必要となりますのでご注意ください。

予防接種の請求について、記載漏れ等の不備に関しては、審査を行っている次の委託事業者よりお問い合わせすることがありますので、よろしくお願い致します。

日本コムシンク（株）（電話番号：06-7712-1811）

<目次>

予防接種実施の手引き（A類疾病）

1	目的	1
2	予防接種の種類	1
3	実施対象者、接種回数、接種量及び接種間隔	1
4	接種場所及び接種医師	1
5	申し込みについて	1
6	「予防接種実施申込書（報告書）」記載の留意点について	2
7	接種にあたって	3
8	予診票等の保管について	6
9	接種時・接種後の副反応の対応	6
10	接種委託料の請求	7
11	接種委託料の支払い	7
12	その他の注意事項	7

大阪市の実施する予防接種の予診について

予診票について	8
接種不相当者及び接種要注意者について	11

別表 令和6年度 大阪市個別予防接種一覧表(A類疾病)

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種の機会を逸した者への接種機会の確保について

13歳以上の者の接種にあたっての注意事項について	20
--------------------------	----

適切な予防接種の徹底について

別紙 コッホ現象（疑）への基本対応フロー図

様式1	予診票（例）	25
様式2	予防接種実施申込書（報告書）	26
様式3	「予防接種番号」のご案内	27
様式4	予防接種後副反応疑い報告書	28
様式5-1	個別予防接種請求書	31
参 考	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う定期予防接種の接種期間の延長について	33

予防接種実施の手引き（A類疾病）

1 目的

予防接種法（以下「法」という）第5条に基づき大阪市が実施する予防接種に関し、予防接種業務を委託医療機関において実施し、同法第2条2項に定める疾病を予防することにより公衆衛生の向上を図り、市民の健康保持に資することを目的とします。

2 予防接種の種類

本市が実施する法に基づく定期個別予防接種の種類は、次のとおりです。

- (1) ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎及びヒブ感染症の予防接種
- (2) 麻しん及び風しんの予防接種
- (3) 日本脳炎の予防接種
- (4) 小児の肺炎球菌感染症の予防接種
- (5) 子宮頸がん(ヒトパピローマウイルス感染症)の予防接種
- (6) 水痘の予防接種
- (7) B型肝炎の予防接種
- (8) ロタウイルス感染症の予防接種
- (9) 結核の予防接種（BCG）

3 実施対象者、接種回数、接種量及び接種間隔

別表のとおり（12ページ）

実施対象者については大阪市民に限ります。ただし、災害のために居住地において定期予防接種を受けることが困難なため本市に避難しており、対象児居住区の保健福祉センター発行の「予防接種実施願」持参の者については大阪市民と同様に取り扱います。

4 接種場所及び接種医師

個別接種の実施に関し、協力する旨を契約書によりご承認いただいた医師が原則として当該医療機関で接種してください。なお、接種場所には予防接種直後のアナフィラキシーショック等の発生に対応するために必要な薬品及び器具等を備えておいてください。

BCGの予防接種は、本市の研修を受講し、本市と委託契約を行った医療機関において実施します。

5 申し込みについて

接種はできるだけ予約制とし、事前に接種歴を確認のうえ申し込みを受け付けてください。

また、対象者の年齢確認ができるもの、母子健康手帳、予防接種手帳等、接種当日に必要なものについての事前案内も忘れずに行ってください。

また、接種当日は保護者（※）に、「予防接種予診票」（様式1）（大阪市の発行する予防接種手帳に編冊）及び「予防接種実施申込書（報告書）」（様式2）を記入してもらい、母子健康手帳とカルテを照合するなど、内容に誤りがないか確認してください。

※13歳以上の者の保護者の同伴要件については別記参照。（20ページ）

6 「予防接種実施申込書（報告書）」記載の留意点について

予防接種事業において使用している予防接種台帳管理システムは、接種委託料の集計等を行うとともに個人の接種歴をデータ管理し、未接種者を適切に把握して、効果的な接種勧奨に繋げていくことができるものとしております。「予防接種実施申込書（報告書）」（様式2）の記載内容に基づき、接種履歴を入力しておりますので、次の点にご留意いただき、記入漏れや間違い等のないよう、正確に必要な事項の記載及び確認をお願いいたします。

- (1) 「申込年月日（接種年月日）」及び「今日、受ける予防接種」欄（保護者記載欄）の接種年月日及び予防接種の種類番号が正しく記載されているか、ご確認ください。
※この間、接種年月日及び予防接種の種類番号の記載誤りにより、お問い合わせさせていただく件数が増加しておりますので、ご注意ください。

- (2) 「フリガナ」欄（保護者記載欄）

左詰めで記入し、氏名の間は1マス空けて、小文字は1マスで記入してください。

<フリガナ記入例>

フリガナ	ヨ	ボ	ウ	セ	ッ	シ	ユ	タ	ロ	ウ				
氏名	予防接種 太郎													

- (3) 「予防接種番号」欄（保護者記載欄）

平成25年4月以降に生まれた方から「予防接種番号」を付番しております。

（平成25年3月以前に生まれた方については、予防接種番号はありません。）

出生（転入）月の翌月末頃に保護者あてに『予防接種番号』のご案内（様式3）を送付して、予防接種番号をお知らせします。「母子健康手帳」や「予防接種手帳」にはさみ込み、分かりやすい所に予防接種番号を転記するよう、説明を記載しています。

これらの書類で予防接種番号が確認できた場合に、「予防接種番号」欄に記入してください。予防接種番号が無い場合や不明の場合は、空欄のままご提出ください。

◎予防接種番号が無い場合や不明な場合でも、接種を見合わせていただく必要はありません。（接種見合わせ料の請求理由としては認められません。）

◎平成25年3月までに交付された「予防接種手帳」には、表紙の右上に印刷された「発行番号」がありますが、「発行番号」は予防接種番号ではありません。

◎医療機関からのお電話等による予防接種番号の照会には対応できません。

（保護者等が、予防接種番号の確認を希望される場合は、対象児居住区の保健福祉センターもしくは大阪市保健所感染症対策課へ相談するようご案内ください。）

- (4) 「[Lot No] ロット番号」欄（医療機関記載欄）

接種状況の管理を詳細に行うため、〔 〕内にロット番号を記入するか、ワクチンの箱に付属しているラベルシールを貼付してください。

予防接種実施申込書（報告書）に [Lot No] 欄が無い様式でも、上記の「フリガナ」欄と、「予防接種番号」欄があるものは、様式2の [Lot No] 欄と同じ箇所に番号を記入するか、ラベルシールを貼付して使用していただいで差し支えありません。

7 接種にあたって

(1) 接種対象者の年齢等の確認

予約又は受付時において、接種対象年齢及び本市に居住する者であることなど、当該予防接種を受けるべき者であることを確認し、無料（大阪市負担）で接種してください。

なお、予防接種における年齢の考え方は民法第 143 条を準用するため、誕生日の前日に年齢が加算されます。「〇月に至るまで」の場合は、誕生日の前日までが接種できる期間となります。また、平成 26 年 3 月 1 日付け厚生労働省結核感染症課事務連絡により「〇歳未満」の場合も、誕生日の前日まで接種できる期間となりました。

具体例

◎DPT-I PV の場合、「生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者」

→ 4 月 1 日に生まれた者は、5 月 3 1 日（生後 2 月）から
7 年後の 9 月 3 0 日（生後 9 0 月）までとなる。

◎DT 2 期の場合、「1 1 歳以上 1 3 歳未満の者」

→ 1 月 1 日に生まれたものは 1 0 年後の 1 2 月 3 1 日（1 1 歳の誕生日の前日）から
1 2 年後の 1 2 月 3 1 日（1 3 歳の誕生日の前日）までとなる。

◎MR 1 期の場合、「生後 1 2 月から 2 4 月に至るまでの間にある者」

→ 1 月 1 日に生まれた者は、1 2 月 3 1 日（1 歳の誕生日の前日）から
1 2 月 3 1 日（2 歳の誕生日の前日）までとなる。

◎MR 2 期の場合、「5 歳以上 7 歳未満であって、就学前 1 年間」

→ 小学校就学 1 年前の年度である、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとなる。

市外住民については、居住地市町村長の発行する接種依頼書^{*1}を持参した場合、予防接種法に基づく接種となりますが、大阪市の公費負担の対象とはなりませんので、医療機関は、市外者に対して全額実費徴収のうえ接種してください。

^{*1}接種依頼書とは、他市町村長が大阪市長（医療機関）に対して、定期の予防接種の実施依頼をする書類です。依頼をした予防接種について接種後に健康被害が生じた場合に、居住地市町村長が救済の責任をとるという内容のものです。

接種依頼書は、接種後は医療機関で保管していただくものとなります。

(2) 予診

予診の実施方法については、「大阪市の実施する予防接種の予診について」（8 ページ）のほか、「定期接種実施要領（厚生労働省）」、「予防接種ガイドライン（予防接種リサーチセンター）」等を参考に、大阪市の発行する予防接種手帳等に編冊している予防接種予診票による問診、検温及び診察により健康状態を把握してください。

診察結果で接種が可能と判断した時には、保護者に対して結果を説明するとともに、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度^{*2}について十分説明した上で、改めて保護者の接種同意をサインにより確認いただいてから接種してください。

同意の確認がない場合は接種を行うことができません。

ただし、1 3 歳以上の者については取扱いが一部異なります。（2 0 ページ）

※2 予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じ、予防接種によるものと国が認定した場合に、予防接種法に基づき補償する制度です。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、国が認定した期間支給されます。

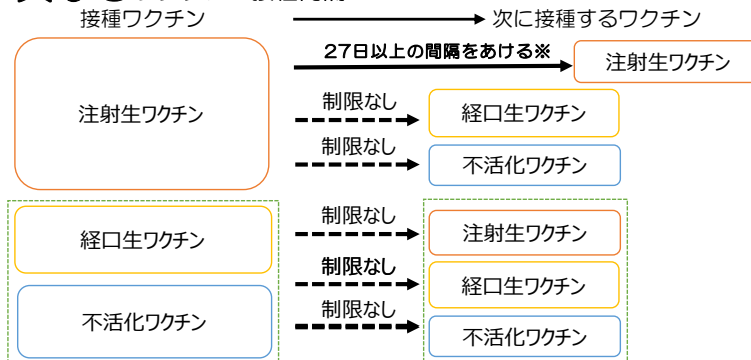
なお、予防接種健康被害救済制度の申請に関するお問い合わせは、対象児居住区の保健福祉センターになります。

(3) 他の種類のワクチンとの接種間隔、及び同時接種について

各種予防接種相互の接種間隔は、注射生ワクチン（麻しん、風しん、水痘、BCGワクチン等）の接種後に異なる注射生ワクチンを接種する場合は27日以上の間隔をあけて接種してください。

注射生ワクチンから経口生ワクチン（ロタリックス、ロタテック）・不活化ワクチン（ヒブ、小児用肺炎球菌、日本脳炎ワクチン等）を接種する場合、経口生ワクチン・不活化ワクチンから異なるワクチンを接種する場合の接種間隔の制限はありません。なお、同一種類のワクチンの接種間隔については、それぞれのワクチンに定められた接種間隔を守って接種してください。この間隔が守られずに接種を行った場合、定期予防接種として取り扱えないため、委託料のお支払が出来ない場合がある他、健康被害が発生した際に予防接種健康被害救済制度の対象になりませんのでご注意ください。

異なるワクチンの接種間隔



※注射生ワクチンを接種した翌日から28日目以降に異なる注射生ワクチンを接種する。
(例：月曜に接種した場合、4週間後の月曜日から接種できる)

なお、2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。同時接種を行う際、以下の点について留意する必要があります。

「日本小児科学会の予防接種の同時接種に対する考え方」より引用

ア 複数のワクチンを1つのシリンジに混ぜて接種しない。

イ 皮下接種部位の候補場所として、上腕外側ならびに大腿前外側があげられる。

ウ 上腕ならびに大腿の同側の近い部位に接種する際、接種部位の局所反応が出た場合に重ならないように、少なくとも2.5cm以上あける。

(4) 接種時の注意

予防接種を行うにあたっては、次の事項を厳守してください。

ア 予防接種に従事する者は、手指を消毒する。

イ ワクチンによって、凍結させないこと、溶解は接種直前に一回一度溶解したものは直ちに使用すること、溶解の前後にかかわらず光が当たらないよう注意することなどの留意事項があるので、それぞれ添付文書を確認の上、適切に使用する。

(乾燥弱毒生ワクチン(麻しん、風しん、麻しん風しん混合、水痘ワクチン)は、溶解後にウイルス力価が低下するため、速やかに接種する)

(乾燥BCGワクチンの懸濁後は力価の低下や雑菌の迷入を防ぐため、速やかに接種する。また、光や熱により影響を受け死滅しやすいので直射日光に当たらないよう注意する)

ウ 接種液の使用にあたっては、有効期限内のものを均質にして使用する。

エ バイアル入りの接種液は、栓及びその周囲をアルコール消毒した後、栓を取り外さないで吸引する。

オ 接種液が入っているアンプルを開口する時は、開口する部分を事前にアルコールで消毒する。結核の予防接種では、アンプルを開口する部分は十分に乾燥させる(不十分な乾燥はアンプル内のアルコール混入の原因となり、均一な懸濁液が作れない)。

カ 結核、子宮頸がん、及びロタウイルス感染症以外の予防接種*は、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。また、子宮頸がんの予防接種は、サーバリックス(2価)ワクチンを使用する場合は原則として上腕の三角筋部に、ガーダシル(4価)ワクチンを使用する場合は、原則として上腕の三角筋部又は大腿四頭筋部に、シルガード9(9価)ワクチンを使用する場合は、原則として上腕の三角筋部(当該部位への接種が困難な場合は、大腿前外側部の接種を考慮する。なお、その際臀部には接種しないこと)に筋肉内注射する。

(ア) 接種に際しては、注射針の先端が血管内に入っていないことを確かめる。

(イ) 同一部位に反復して接種することは避ける。

※5種混合ワクチンを使用したジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎及びヒブ感染症の予防接種に加え、15価ワクチンを使用した小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、筋肉内注射することも可能である。

【筋肉内接種の標準的な部位】

(ア) 接種部位は、通常、1歳未満の者には大腿前外側部、1歳以上の者には大腿前外側部又は上腕三角筋中央部とし、臀部には接種しないこと。

(イ) 組織・神経等への影響を避けるため下記の点に注意すること。

- ・針長は筋肉内接種に足る長さで、神経、血管、骨等の筋肉下組織に到達しないよう、各被接種者に対して適切な針長を決定すること。
- ・神経走行部位を避けること。
- ・注射針を刺入したとき、激痛の訴えや血液の逆流をみた場合は直ちに針を抜き、部位をかえて注射すること。

キ BCG接種は、接種前に接種部位をアルコール消毒し、揮発乾燥後に接種部位の皮膚を緊張させ、ワクチンの懸濁液を上腕外側のほぼ中央部(三角筋下端部)に滴下塗布し、9本針植付けの経皮用接種針(管針)を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ちこれを強く圧して行うこと。接種数は2箇所とし、管針の円跡は相互に接するものとする。

ク 接種用具等の消毒は、適切に行う。

(5) 接種後の注意

予防接種を受けた者及び保護者に対して、次の事項を説明してください。

ア 接種後には、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動は避けるよう注意する。

イ 接種後、接種部位の異常反応や体調の変化を訴える場合には、速やかに医師の診察を受ける。

ウ イの場合において、医師の診察を受けた場合には、速やかに対象児居住区の保健福祉センターに連絡する。

エ BCG接種後は正常な経過・コッホ現象・副反応(詳細は「大阪府BCG接種コッホ現象対応マニュアル」を参照)について十分説明し、異常が見られた場合は速やかに接種した医療機関へ相談するよう伝える。

(6) 母子健康手帳及び予防接種手帳への記録、予防接種済証の交付について

予防接種を行った際には、健康被害（事故）発生時の重要な参考資料となることから、乳幼児への接種の際には母子健康手帳への記録を確実にを行うとともに、予防接種予診票の上部を切り取り、接種日・接種部位・接種場所等を記載の上、被接種者に交付してください。なお、予診票上部は予防接種済証を兼ねますので、紛失しないよう伝え、被接種者に交付してください。

また、5種混合ワクチンを使用した予防接種に加え、15価ワクチンを使用した小児の肺炎球菌感染症の予防接種において、筋肉内に接種した場合は、筋肉内接種である旨と接種部位について、予診票の上部及び下部に記載してください。なお、5種混合ワクチンの場合は4種混合ワクチンの予診票を、15価ワクチンの場合は13価ワクチンの予診票をそれぞれ読み替えて使用していただき、製造番号等が記載されているシールを貼付する等該当ワクチンを接種したことがわかるようにお取り計らいください。

また、5種混合ワクチンを接種した際に4種混合ワクチンの予診票を読み替えて使用した場合は、予防接種手帳に編綴されているヒブワクチンの予診票については切り取っていただき、上部（予防接種済証）の余白に「5種混合ワクチン接種済み」と記載する等誤ってヒブワクチンを接種しないようにお取り計らいください。

不活化ポリオワクチンを接種した際に、母子健康手帳の記載欄が2段（2回分）しかない場合等は、既存の記載欄に4回分を記載するなど取り繕って使用することは差し支えありません。

5種混合ワクチンを接種した際は、母子健康手帳の4種混合とヒブの欄のどちらにも接種日を記入していただくよう、お取り計らいください。（別記参照 13 ページ）

8 予診票等の保管について

接種後の予防接種予診票は、カルテと同様に実施医療機関において5年間保存してください。市外住民が接種依頼書を持参して接種した場合は、接種依頼書も同様に、実施医療機関において5年間保存してください。請求時に添付いただく必要はありません。

個人情報の取り扱いについて

予診票、予防接種実施申込書（報告書）などに記載される内容には、個人情報が含まれます。予防接種に従事する者等の関係者は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律等の趣旨を踏まえて、保管や取り扱いにあたっては、漏えい、滅失、き損等の防止、その他個人情報等の保護に必要な体制の整備、及び措置を講じなければなりませんので、万全を期していただきますようお願いいたします。

9 接種時・接種後の副反応の対応

(1) 接種時・接種後の緊急措置及び副反応が生じた場合の措置（被接種者及び被接種者の家族からの副反応についての問い合わせ等を含む）については、原則として接種医師が対応してください。

(2) 医師は、予防接種による副反応又はその疑いのある患者を診察し、厚生労働大臣が定める症状（様式4の裏面を参照）を呈していると判断した場合には、予防接種法に基づき厚生労働大臣への報告が義務付けられましたので、「予防接種後副反応疑い報告書」（様式4）もしくは、国立感染症研究所のホームページからダウンロードできる予防接種後副反応疑い報告書入力アプリにて作成した「予防接種後副反応疑い報告書」（様式4）により速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構へFAXにて送付してください。また、ウェブサイトからの提出も可能ですので、記載誤り等防止の観点からも電子報告をご利用ください。

※送付先 （独）医薬品医療機器総合機構 安全性情報・企画管理部情報管理課

(FAX送付先：0120-176-146)

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

※予防接種後副反応疑い報告書入力アプリ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/vaccine-j/6366-vaers-app.html>

(3) ただし、夜間等において、緊急に専門的な治療を行う必要があると認められる場合は、大阪市立総合医療センター（大阪市都島区都島本通2-13-22 Tel 06-6929-1221）へご連絡ください。

1 0 接種委託料の請求

接種委託料の請求は、接種月の1か月単位で取りまとめ、翌月の10日（休日の場合は翌開庁日）までに「個別予防接種請求書」（様式5）に「予防接種実施申込書（報告書）」（様式2）を添付し、記載誤りや記載漏れ等書類の不備がないか確認のうえ、医療機関所轄の保健福祉センター、地区医師会または下記まで送付してください。（災害のために居住地において定期予防接種を受けることが困難な方で、本市に避難しており、対象児居住の保健福祉センター発行の「予防接種実施願」持参の者については「予防接種実施願」を本人より受け取り、同封してください。長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により特例で定期の予防接種を実施する者については、「長期療養に係る定期の予防接種特例実施依頼書」（原本）を本人より受け取り、同封してください。）

〒545-0051

大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 あべのメディックス10階
大阪市保健所 感染症対策課（感染症グループ）

なお、「予防接種実施申込書（報告書）」（様式2）の裏面は医療機関の記入欄となっておりますので、漏れなくご記入ください。接種を見合わせた理由の番号は、予診票の質問番号でご記入ください。また、接種見合わせ料は、診察後、医学的所見に基づき見合わせた場合のみ請求してください。なお、同時接種を見合せた場合、見合せ料については、いずれか一方のみの請求となります。記載漏れがある場合は支払いできませんので、別紙（様式2）を参照のうえ、漏れがないようご確認ください。

また、予防接種関係法令等に基づかない対象者及び接種回数並びにワクチン接種量等があった場合には委託料をお支払いできません。万一、健康被害事故が生じた場合にも、被接種者が予防接種法等に定める健康被害救済の対象になりませんので十分ご注意願います。

1 1 接種委託料の支払い

接種委託料は契約の際に提出いただいた「口座振替申出書」に記載の銀行口座に、請求月の翌月25日（休日の場合は前開庁日）に振り込みます。内訳については別途お送りする「予防接種委託料支払通知」にてご確認ください。

「口座振替申出書」の内容に変更が生じたときは、速やかに医療機関所轄の保健福祉センターへご連絡ください。万一、連絡が遅れた場合は支払いが遅れたり、支払えないこともありますのでご注意ください。なお、接種委託料は、別途大阪市が大阪府医師会長と締結した予防接種法に定める予防接種に関する契約に準ずるものとします。

1 2 その他の注意事項

- (1) 予防接種の実施にあたっては、予防接種の実施時間又は場所を一般外来とは分けるなど、一般の受診者から接種対象者が感染を受けないように十分配慮してください。
- (2) ワクチンは、実施医療機関及び実施施設で購入していただくことになっております。ワクチンの過不足を避けるため、接種は予約方式をとり、接種希望者数に応じた量をご購入されることをお勧めします。
- (3) BCG接種後、コッホ現象を疑った場合は「コッホ現象（疑）への基本的対応フロー図」（別紙）に従い対応してください。コッホ現象については「大阪府BCG接種コッホ現象対応マニュアル ③コッホ現象について」を参照してください。
- (4) 医療機関の代表者、住所、振込口座等の変更があり、医療機関コードの変更を伴わない場合は「予防接種実施医療機関等変更届」の提出を、医療機関コードの変更を伴う場合は「予防接種実施医療機関取下げ届」の提出後、再度契約をしていただく必要がありますので、速やかに医療機関所轄の保健福祉センターへご連絡ください。なお、提出が遅れた場合は支払いも遅れますので、ご注意願います。

また、予防接種業務を終了される場合は「予防接種実施医療機関取下げ届」を提出していただく必要がありますので、同様にご連絡ください。

大阪市の実施する予防接種の予診について

問診事項は安全に当該予防接種が可能であるかを判断する重要な資料です。保護者の協力を得て十分に把握してください。

右側の医師の確認欄にチェックし、追加問診によって知り得た必要事項は医師の記入欄に記載してください。対象者の接種前診察（視診及び聴診等）は全員に実施します。

保護者の理解、問診、検温及び診察において問題点があれば、安全のためその日は接種を中止し、最良となるタイミングを発見するよう保護者と接種医で話し合い、接種の機会を持つように努力してください。

1 予診票の各項目の目的

(1) 体温

体温は医療機関の体温計で適切に測定し、37.5℃（腋窩温又はこれに相当するもの）以上の者は明らかな発熱者として接種を中止する。

(2) 発育歴

低出生体重児としての出生、分娩異常による障がい発生の可能性、その後の発育状態について健診での指摘があるかどうかを知るものである。紛れ込み事例（予防接種後に異常な副反応を疑う症状が出現したものの、予防接種が原因ではなく偶発的に同時期に発症した他の感染症などが原因である事例のこと）を最小限にするためにも、生まれた時の「分娩異常あり」または当該項目が「はい」の場合には、その内容を聞き参考にする。

(3) 今日の身体の具合

どのように具合が悪いかを記入してもらおう。病気の種類により、接種の可否を判断する。

(4) 最近1か月以内の病気

麻しん、風しん、水痘及びおたふくかぜ等に罹患した場合には、全身状態の改善を待って接種する。医学的には、個体の免疫状態の回復を考え、麻しんに関しては治癒後4週間程度、その他（風しん、水痘及びおたふくかぜ等）の疾病については治癒後2～4週間程度の間隔をおいて接種する。その他のウイルス性疾患（突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑等）に関しては治癒後1～2週間の間隔をおいて接種する。しかし、いずれの場合も一般状態を主治医が判断し、対象疾病に対する予防接種時点での重要性を考慮し決定する。

(5) 生まれてから今までにかかった病気

病気の種類を知り、接種についての対応を決めるものである。継続して治療を受けている場合には、原則としてその疾患に主治医の当該予防接種の実施に対する意見書または診断書をもってもらうよう指導する必要がある。病状が安定しており、主治医が接種可能と考えている場合でも、接種医の判断で接種を行うかどうか決定する。病気の内容によっては予防接種に関する専門医を紹介する。

免疫不全は免疫グロブリンのサブクラスの欠損等部分的なものであっても、生ワクチンの副反応発症の恐れがあり、また、遺伝的な場合も少なくないので主治医等からの指摘の有無を記載させる。

BCGの予防接種については、家族や身の回りに結核にかかった人がいたかどうか、対象児が結核の治療を行ったかどうかを確認する。接触歴や治療歴が「はい」の場合は、接種予定の医療機関に保健福祉センターより接種可能の連絡がある場合、もしくは、保健福

祉センターにて母子健康手帳に接種可能と記載している場合は接種を行う。このような連絡や母子健康手帳に記載がなく判断できない場合は、当日の接種は行わず、対象児居住区の保健福祉センターへ相談するように保護者へ伝える。

(6) 過去の輸血、ガンマグロブリン製剤の投与

過去の輸血又はガンマグロブリン製剤の投与等は BCG 及びロタウイルスワクチンを除く生ワクチンの効果を減衰させる可能性があるため、注意を要する。麻しんの予防接種は、輸血またはガンマグロブリンの投与後 3 か月（ガンマグロブリンの大量療法の場合は 6 か月）以上の間隔をおいて行う。

(7) ひきつけ（けいれん）

熱性けいれんと診断されている場合や、てんかんを持つがコントロールが良好な場合は、最終発作から 2～3 か月の期間があいていれば接種が可能である。いずれの場合も保護者に対し、予防接種の有効性や副反応等についての説明後、同意に基づき接種を行い、具体的な発熱時の対策（けいれん予防を中心に）や、万一けいれんが出現した時の対策を指導する。

(8) 薬や食品によるじんましんや体調の変化

主治医が接種可能と考えている場合、接種医は健康状態及び体質を勘案して接種の可否を判断する。ワクチンに含まれる成分と関係ないものは心配ないが、酵母由来の B 型肝炎ワクチンは酵母に対するアレルギーに注意が必要である。また、MSD 社が製造する B 型肝炎ワクチン「ヘプタボックス」はバイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれており、ラテックス過敏症※に注意する。「はい」の場合は医師記入欄に具体的内容を記載する。

※ラテックス過敏症

天然ゴムの製品に対する即時型の過敏症で、ラテックス製の手袋や、ラテックスと交叉反応のある果物等（バナナ、栗、キウイフルーツ、アボガド、メロン等）によるアレルギー反応。

(9) 乳幼児健診での健康上の注意

乳幼児健診で健康上の注意を受けたことがあっても、主治医が接種可能と考えている場合、接種医は健康状態及び体質を勘案して接種の可否を判断する。

(10) 4 週間以内の予防接種

注射生ワクチン（麻しん、風しん、水痘、BCG ワクチン等）の接種後に異なる注射生ワクチンを接種する場合は 27 日以上の間隔をあける。

また、同一ワクチン同士の接種間隔については、当該ワクチンの規定どおりの間隔があいているかどうか確認する。

(11) 4 週間以内の家族や遊び友だちの病気

身近な人から感染し潜伏期間にあるかどうかを調査し、ワクチンの副作用と誤らないようにするためのもので、麻しんについては 10～12 日間、風しん、水痘及びおたふくかぜは 2～3 週間、伝染性紅斑は 4～15 日間の潜伏期間等、疾病の潜伏期間によって接種時期を設定する。また、患者と接触し、潜伏期間内にあることが明らかな場合には、患児の状況を考慮して接種を決定する。

(12) 予防接種による副反応

以前に予防接種による副反応の既往があれば、その使用ワクチンの成分（添加物を含む）と実施しようとするワクチンの成分について共通性の確認も必要である。

B C Gの予防接種については外傷等でケロイドができたことがあるか確認する。

(13) 近親者に予防接種を受けて具合が悪くなった者がいるか

親、兄弟姉妹は体質が似ていることが多いので、その状況を知り注意する。

(14) 予防接種の効果や副反応等についての事前確認

保護者が当日受ける予防接種の効果及び副反応並びに必要な性を理解しているかを確認するためのものである。「いいえ」の場合には、医療機関で「予防接種手帳」の説明等を接種施設内で読んでもらい、その事実を記録しておく。

保護者同伴緩和の対象である日本脳炎予防接種の特例対象者及び子宮頸がん予防接種の対象者であって13歳以上16歳未満のものについては、当日の保護者の同伴がなく「いいえ」の場合接種ができない。

(15) その他（妊娠の可能性について）

日本脳炎予防接種の特例対象者及び子宮頸がん予防接種対象者のうち、13歳以上の女性への接種に当たっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。

このため、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行う。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮する。

（母子感染予防の対象者について）

B型肝炎ワクチンの接種において、HBs 抗原陽性の方の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染するおそれがあり、抗HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者は定期接種の対象から除く。

2 医師の記入欄

医師は予診票を確認し、必要に応じて追加質問し、さらに診察した上で、接種の可否に関する診断をし、保護者に説明する。署名は医師の直筆で行う。ゴム印等で記名した場合は医師の押印を行う。

3 保護者のサイン

医師の診断により接種可の場合、保護者の接種の同意を確認し、サインを受けてから接種する。

4 使用ワクチン名、接種量、実施場所等の欄

副反応が出た場合等に備え、ワクチン名とロット番号（これでワクチンメーカー名が確認できる）、最終有効年月日及び接種部位を予診票に記入する。接種量は年齢によって異なることがあるので記入する。実施場所、医師名等の欄はゴム印でもよい。

《接種不適合者及び接種要注意者について》

接種不適合者とは、予防接種を受けることが適当でない者をさし、これらの者には接種を行ってはいけません。

また、接種要注意者とは、接種の判断を行うに際して注意を要する者をさし、被接種者の健康状態及び体質を勘案したうえで、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、保護者に対し十分に説明した上で、説明に基づく同意を確実に得て接種してください。

予診の結果、異常が認められ、かつ、予防接種実施規則第6条に規定する、接種が不適合な者に対しては、当日は接種を行わず、必要がある場合は精密検査を受けるよう指示してください。

1 予防接種不適合者（予防接種法施行規則第2条及びワクチン添付文書より抜粋）

予防接種不適合者は次のとおりです。

- (1) 明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しん、水痘に係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核の既往のある者
- (7) 結核、麻しん、風しんの対象者にあつては、免疫機能に異常のある疾患を有する者および免疫抑制をきたす治療を受けている者
- (8) B型肝炎の予防接種の対象者で、母子感染予防として、出生後にB型肝炎ワクチンの接種を受けた者
- (9) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障がいを有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (10) その他、予防接種を行うことが不適合な状態にある者

2 予防接種要注意者

予防接種要注意者は次のとおりです。

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障がい等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全と診断されている者及び近親者に先天性免疫不全症者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際のラテックス過敏症がある者
- (7) 結核の予防接種においては、過去に結核患者との長期に接触がある者や、結核感染の疑いのある者
- (8) ロタウイルス感染症の予防接種においては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者
- (9) 子宮頸がん予防接種対象者で、妊娠している可能性のある者
- (10) 子宮頸がん予防接種対象者で授乳中の者

令和6年度大阪市個別予防接種一覧表（A類疾病）

（※印の詳細については予防接種実施の手引き14～18ページ参照）

ワクチン種別・回数		接種対象年齢(法定)		接種間隔(法定)	標準的な接種年齢(時期)	接種量	方法	ワクチン保管の注意	
BCG ※1	1回	生後1歳に至るまで		1歳の誕生日の前日まで	時期は生後5～8月に至るまで	添付のスポイトで懸濁液を滴下(不十分な場合はもう1滴滴下)	経皮管針法(接種数:2箇所)	遮光して10℃以下で凍結を避けて保存する。	
ロタリックス	1回目	2回	出生6週0日後～24週0日後まで	出生24週0日後まで	27日以上の間隔をあける	1回目:生後2月～出生14週6日後まで	経口	遮光して2～8℃で凍結を避けて保存する。	
	2回目								
ロタテック	1回目	3回	出生6週0日後～32週0日後まで	出生32週0日後まで	27日以上の間隔をあける	1回目:生後2月～出生14週6日後まで	経口	遮光して2～8℃で凍結を避けて保存する。	
	2回目								
	3回目								
ヒブ	※2	生後2月～60月に至るまで		5歳の誕生日の前日まで	※2	時期は生後2～7月に至るまで	0.5ml	皮下	遮光して2～8℃で保存する。
小児用肺炎球菌	※3	生後2月～60月に至るまで		5歳の誕生日の前日まで	※3	時期は生後2～7月に至るまで	0.5ml	皮下又は筋肉内	凍結を避けて2～8℃で保存する。
B型肝炎	1回目	3回	生後1歳に至るまで	1歳の誕生日の前日まで	27日以上の間隔をあける	時期は生後2～9月に至るまで	0.25ml	皮下	(MSD) 遮光して2～8℃で凍結を避けて保存する。 (KMB) 遮光して10℃以下で凍結を避けて保存する。
	2回目								
	3回目								
ジフテリア百日せき破傷風ポリオヒブ(DPT-IPV-Hib) ※4	1期	初回	3回(2回) ※5	生後2～90月に至るまで	7歳6か月の前日まで	20日以上の間隔をあける	0.5ml	皮下又は筋肉内	(阪大微研) 遮光して10℃以下で凍結を避けて保存する。 (KMB) 遮光して2～8℃で保存する。
		追加							
ジフテリア百日せき破傷風ポリオ(DPT-IPV) ※4	1期	初回	3回(2回) ※5	生後2～90月に至るまで	7歳6か月の前日まで	20日以上の間隔をあける	0.5ml	皮下	遮光して10℃以下で凍結を避けて保存する。
		追加							
ジフテリア・破傷風(DT) ※4	2期	1回	11歳以上13歳未満	13歳の誕生日の前日まで	時期は11歳	0.1ml			
MR麻しん風しん ※6	1期	1回	生後12～24月に至るまで	2歳の誕生日の前日まで	3か月以上の間隔をあける	時期は生後12～15月に至るまで	0.5ml	皮下	遮光して5℃以下で保存する。
	2期	1回	5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間(H30.4.2～H31.4.1生まれの方)	就学1年前の年度4/1～3/31まで					
水痘 ※7	1回		生後12～36月に至るまで	3歳の誕生日の前日まで	3か月以上の間隔をあける	時期は生後12～15月に至るまで	0.5ml	皮下	遮光して5℃以下で保存する。
	2回								
日本脳炎 ※8	1期	初回	2回	生後6～90月に至るまで	7歳6か月の前日まで	6日以上の間隔をあける	0.25ml	皮下	(阪大微研) 遮光して10℃以下で保存する。 (KMB) 遮光して10℃以下で凍結を避けて保存する。
		追加							
	2期	1回	9歳以上13歳未満	13歳の誕生日の前日まで	時期は9歳	0.5ml			
子宮頸がん予防(HPV) ※9	1回目	3回(2回) ※9	定期接種:小学校6年生～高校1年生相当の年齢(H20.4.2～H25.4.1生まれ)の女性 キャッチアップ接種:H9.4.2～H20.4.1生まれの女性	定期接種:高校1年相当の年度の3/31まで キャッチアップ接種:令和7年3月31日まで	※9	13歳となる日の属する年度	0.5ml	筋肉内	遮光して2～8℃で凍結を避けて保存する。
	2回目								
	3回目								

・対象年齢、接種の種類、間隔等の確認を徹底してください。対象外の費用は、公費負担となりませんのでご注意ください。

個別予防接種一覧表の※1～※9について（ワクチン種別詳細な接種方法）

接種対象年齢及び接種間隔は、予防接種法施行令、予防接種実施規則に基づくものです。

必ず、遵守してください。

【参考】同一ワクチンの接種間隔の考え方

- 20日以上の間隔をあける→21日目以降に接種する（3週間後の同じ曜日から接種可）
- 27日以上の間隔をあける→28日目以降に接種する（4週間後の同じ曜日から接種可）
- 3か月以上の間隔をあける →3か月後の同日以降に接種する（前回は4月1日であれば7月1日以降）
- 6か月以上の間隔をあける →6か月後の同日以降に接種する（前回は4月1日であれば10月1日以降）
- 7か月以上の間隔をあける →7か月後の同日以降に接種する（前回は4月1日であれば11月1日以降）

※以下、厚生労働省事務連絡「定期の予防接種における対象者の解釈について」より抜粋

『●歳以上』の考え方

誕生日の前日に1歳年をとると考えますので、令和5年4月1日生まれの人であれば、「1歳以上から接種可能」といった場合、「令和6年3月31日から接種可能」という意味になります。

『生後3月から生後6月に至るまでの間』の考え方

令和5年4月1日生まれの人であれば、7月1日の前日（6月30日）に生後3月を迎えたと考えます。同様に、生後6月であれば、10月1日の前日（9月30日）に生後6月を迎えたと考えます。

したがって、この場合、『生後3月から生後6月に至るまでの間』とは『6月30日から9月30日までの期間内』ということになります。

標準的な接種年齢（時期）は、その病気の特徴やワクチンの免疫獲得等を勘案して最も適切と推奨されている接種時期のことです。標準的な接種年齢で受けることができなくても、対象年齢の範囲であれば公費負担となりますのでご注意ください。

(参考) 母子健康手帳

予防接種の記録 (1)
Immunization Record

感染症から子ども（自分の子どもはもちろん、周りの子どもたちも）を守るために、予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。子どもたちの健康を守るために予防接種の効果と副反応をよく理解し、子どもに予防接種を受けさせましょう。

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年 齢)	備考 Remarks
1回		
2回		
3回		
追加		
インフルエンザ b型 (Hib) Haemophilus type b		
小児肺炎球菌 Streptococcus pneumoniae		
1回		
2回		
3回		
追加		

予防接種の記録 (2)
Immunization Record

ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ
Diphtheria・Pertussis・Tetanus・Polio

時期	ワクチンの種類	接種年月日 Y/M/D (年 齢)	メーカー又は製剤名/ロット Manufacturer or Brand name/Lot. No.	接種者名 Physician	備考 Remarks

BCG

接種年月日 Y/M/D (年 齢)	メーカー又は製剤名/ロット Manufacturer or Brand name/Lot. No.	接種者名 Physician	備考 Remarks

五種混合ワクチンを接種した際は、
母子健康手帳の4種混合とヒブの欄の
どちらにも接種日を医師に記入して
いただくよう、お取り計らいください。

【※1】BCGワクチン

(1) 接種方法の詳細は、研修会資料や「大阪府BCG接種コッホ現象対応マニュアル」を参照してください。

(大阪府BCG接種コッホ現象対応マニュアル)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/23711/00219689/osakafubcgkohhomanyuaru201803.pdf>

(2) 擦過傷を起こした場合

直ちに保護者へ今後の経過（BCG接種後の経過と同様に、腫脹などの強い反応が見られますが、徐々に軽快し癒痕化してくることが多い）を説明し、経過観察を行ってください。また、他の予防接種と同様に速やかに医療機関所轄の保健福祉センターにご報告ください。詳しくは、「適切な予防接種の徹底について」P.21をご参照ください。

【※2】ヒブワクチン

・使用するワクチンは、5種混合ワクチンを基本としますが、当面の間は4種混合ワクチン及びHibワクチンも使用できることとします。

※なお、すでに4種混合ワクチンとヒブワクチンを接種している場合は、引き続き同一ワクチンを使用することになります。

接種開始時期	回数	接種間隔
生後2～7か月に至るまで ※標準的な接種年齢	4回	初回接種：27日(医師が必要と認める時は20日)以上(標準的には56日まで)の間隔をあけて3回 追加接種：初回接種終了後7か月以上(標準的には13か月まで)の間隔をあけて1回 ※初回2回目及び3回目の接種は、生後12か月に至るまでに行い、それを超えた場合は行わない。この場合、追加接種は可能であるが、初回接種終了後、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をあけて1回行う。
生後7～12か月に至るまで (1歳の誕生日の前日まで)	3回	初回接種：27日(医師が必要と認める時は20日)以上(標準的には56日まで)の間隔をあけて2回 追加接種：初回接種終了後7か月以上(標準的には13か月まで)の間隔をあけて1回 ※初回2回目の接種は、生後12か月に至るまでに行い、それを超えた場合は行わない。この場合、追加接種は可能であるが、初回接種終了後、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をあけて1回行う。
生後12～60か月に至るまで (5歳の誕生日の前日まで)	1回	

【※3】小児用肺炎球菌ワクチン

・使用するワクチンは、PCV15(15価)を基本としますが、当面の間はPCV13(13価)も使用できることとします。

接種開始時期	回数	接種間隔
生後2～7か月に至るまで ※標準的な接種年齢	4回	初回接種：(標準的には生後12か月までに)27日以上の間隔をあけて3回 追加接種：初回接種終了後60日以上の間隔をあけた後、かつ生後12か月に至った日以降に1回(標準的な接種期間は生後12～15か月) ※初回2回目及び3回目の接種は生後24か月に至るまでに行い、それを超えた場合は行わない(追加接種は実施可能)。 ※初回2回目の接種が生後12か月を超えた場合、初回3回目の接種は行わない(追加接種は実施可能)。
生後7～12か月に至るまで (1歳の誕生日の前日まで)	3回	初回接種：(標準的には生後12か月までに)27日以上の間隔をあけて2回 追加接種：初回接種終了後60日以上の間隔をあけた後、かつ生後12か月に至った日以降に1回 ※初回2回目の接種は生後24か月に至るまでに行い、それを超えた場合は行わない(追加接種は実施可能)。
生後12～24か月に至るまで (2歳の誕生日の前日まで)	2回	60日以上の間隔をあける
生後24～60か月に至るまで (5歳の誕生日の前日まで)	1回	

【※4】DPT-IPV-Hib、DPT-IPV、DPT、DTワクチン

- ・使用するワクチンは、5種混合ワクチンを基本としますが、当面の間は4種混合ワクチン及びHibワクチンも使用できることとします。
- ※なお、すでに4種混合ワクチンとヒブワクチンを接種している場合は、引き続き同一ワクチンを使用することになります。
- ・令和5年4月1日より接種対象年齢が生後2～90月に至るまでとなっています。ただし、1期のDTワクチンについては生後3～90月に至るまでで変更はありません。
- ・3種混合ワクチン（DPT）については、全ての販売会社における通常市場でのワクチン販売が終了していましたが、平成30年1月に販売再開されました。
- ・不活化ポリオワクチン（IPV）について、4回を超える接種後の有効性及び安全性が確認されたことから、平成28年2月に、添付文書上の接種上の注意の記載が変更されました。
- ・厚生労働省ホームページ「ポリオワクチンに関するQ&A」が改訂され、不活化ポリオワクチンを4回接種済みであっても、3種混合ワクチンの接種が完了していない場合は、4種混合ワクチン（DPT-IPV）または3種混合ワクチンを使用してください。
- ・経口生ポリオワクチンを2回接種済の方も、3種混合ワクチンの接種が完了していない場合は、4種混合ワクチンまたは3種混合ワクチンを使用してください。
- ・ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオのいずれかに罹患された方でもDPT-IPVワクチンの接種が可能です。
- ・DPTワクチンとDPT-IPVを併用する場合には、初回3回、追加1回の合計4回を超えて接種することはできません。
- ・罹患疾病の種類によってはDTトキソイドの接種も可能です。接種量、接種間隔についてはDPTと同様です。ただし、初回免疫からDTのみを接種する場合は、1期初回接種の回数は2回となります。
- ・2期の接種についてはDTトキソイドしか使用できません。

【※5】不活化ポリオワクチン

- ・令和5年4月1日より接種対象年齢が生後2～90月に至るまでとなっています。
- ・不活化ポリオワクチンとDPT-IPVの併用は、接種スケジュール上、支障がない場合、実施可能です。3種混合ワクチン及び不活化ポリオワクチンの接種から、4種混合ワクチンの接種に途中から変更となる場合には、接種スケジュールにご注意ください。
- ・国内未承認ワクチンを接種した場合については医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数をもって接種を終えたものとみなすことができます。（接種方法は下表参照）

既に接種した回数	接種回数	接種間隔
全く受けていない方	残り4回	初回3回（20日以上の間隔をあける） 追加1回（3回目から6か月以上の間隔をあける）
不活化ワクチンを1回接種した方 生ワクチンを1回接種した方	残り3回	初回2回（20日以上の間隔をあける） 追加1回（3回目から6か月以上の間隔をあける）
不活化ワクチンを2回接種した方 生ワクチンを1回＋不活化ワクチンを1回接種した方	残り2回	初回1回（3回目）と追加1回（4回目）の接種は6か月以上の間隔をあける
不活化ワクチンを3回接種した方 生ワクチンを1回＋不活化ワクチンを2回接種した方	残り1回	追加1回（3回目から6か月以上の間隔をあける）
不活化ワクチンを4回接種した方 生ワクチンを2回接種した方		接種対象外

- ・請求時の接種回数の考え方
（例）過去に生ワクチンを1回接種しており、必要な間隔を空けて次に不活化ポリオワクチンを接種する場合は、「初回2回目」の接種となります。

【※6】MRワクチン

- ・麻しん・風しんのどちらかに罹患している方でもMRワクチンの接種は可能です。
- ・保護者からの希望がある場合は、MRワクチンのかわりに麻しん・風しんの単抗原ワクチンの接種も可能です。

【※7】水痘ワクチン

- ・すでに水痘にかかったことがある方は対象外となります。

【※8】日本脳炎ワクチン

平成17年度から平成21年度にかけて、日本脳炎の予防接種の積極的接種勧奨の差し控えにより接種の影響を受けている者に対して特例措置が設けられています。ただし、不足する回数に限り、接種方法の詳細については下表をご参照ください。

※予防接種実施申込書（報告書）の「今日、受ける予防接種」欄には、1期の経過措置分（1回目・2回目・追加）は経過措置「22」、2期接種は「19」と記入し、個別予防接種請求書はそれぞれ計上してください。

「特例対象者」の接種方法について

○平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は20歳未満までの間、接種できます。

【根拠となる関係法規：予防接種実施規則 附則第3条】

すでに接種した回数 ※(平成23年5月20日時点)	接種回数	接種方法
全く受けていない方	残り4回 (1期3回 2期1回)	1回目の接種後6日以上（標準的には28日まで）の間隔をあけて2回目を接種し、その後は6か月以上（標準的には概ね1年）の間隔をあけて3回目を接種 4回目の接種は <u>9歳以上の方</u> に対し、3回目の接種後6日以上の間隔をあけて（標準的には5年後）接種
1回接種を受けた方	残り3回 (1期2回 2期1回)	2回目と3回目は6日以上の間隔をあけて接種 4回目の接種は <u>9歳以上の方</u> に対し、3回目の接種後6日以上の間隔をあけて接種
2回接種を受けた方	残り2回 (1期1回 2期1回)	3回目と4回目は6日以上の間隔をあけて接種 ただし4回目は <u>9歳以上の方</u> に接種
3回接種を受けた方	残り1回 (2期1回)	4回目は、 <u>9歳以上の方</u> に接種

※予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省第62号）公布日より施行する。

○平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方の特例について

平成22年3月31日までの接種の有無によって接種期間・接種方法が異なります。

1期の3回接種を終了できなかった場合、2期の接種期間（9歳以上13歳未満）に未接種分を定期接種として接種できます。

【根拠となる関係法規：予防接種実施規則 附則第2条】

既接種時期	接種回数	接種期間※	接種方法
平成22年3月31日以前	1回以上	生後6月～90月に至るまで、及び9歳以上13歳未満	「平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方」の接種方法に準ずる ・6日以上の間隔をあけて接種 ・ただし4回目（2期）の接種は <u>9歳以上13歳未満</u> に接種
	0回 (全く無し)	生後6月～90月に至るまで、及び9歳以上13歳未満	1回目の接種後6日以上の間隔をあけて2回目を接種し、その後6か月以上の間隔をあけて3回目を接種。4回目（2期）の接種は3回目から6日以上の間隔をあけて <u>9歳以上13歳未満</u> に接種

※本来であれば上記特例対象者は13歳に達しているため特例措置は終えています。大阪府では「平成19年4月8日～平成21年10月1日」生まれの方は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い定期予防接種の接種期間を令和7年5月7日まで延長しているため、掲載しています。

●平成21年10月2日以降に生まれた方は、12ページの接種方法となります。

【※9】子宮頸がん予防ワクチン

令和3年11月の国通知により積極的勧奨を再開しています。接種対象者等から接種について相談を受けた場合や、接種対象者等が接種のために受診した場合は、子宮頸がん予防ワクチンの有効性・安全性（ベネフィットとリスク）等について十分に説明したうえで、接種対象者等が接種を希望した場合に接種してください。その際、ワクチンに関する情報が接種対象者等に対して行き届いていない場合があることや、接種に不安を抱いている場合があることに留意し、適切に対応してください。なお、令和5年4月1日よりシルガード9（9価）ワクチンが定期接種化しており、年齢・接種間隔によって接種回数（2回または3回）が異なります。

接種方法	シルガード9（9価）	標準的な接種間隔は、1回目接種から2か月後に2回目、1回目から6か月後（ただし、2回目から3か月以上間隔があいていること）に3回目を接種。 ※標準的な接種間隔で接種できない場合は、1回目から1か月以上の間隔をあけて2回目接種、2回目から3か月以上の間隔をあけて3回目接種。 【15歳未満※で1回目を接種した場合】※15歳の誕生日の前日まで 標準的な接種間隔は、1回目接種から6か月後に2回目を接種。 ※標準的な接種間隔で接種できない場合は、1回目から5か月以上の間隔をあけて2回目接種。 ※2回目接種が5か月未満（ただし、1か月以上あけること）である場合、3回目接種が必要になるため、2回目から3か月以上の間隔をあけて3回目接種。
	ガーダシル（4価）	標準的な接種間隔は、1回目接種から2か月後に2回目、1回目から6か月後（ただし、2回目から3か月以上間隔があいていること）に3回目を接種。 ※標準的な接種間隔で接種できない場合は、1回目から1か月以上の間隔をあけて2回目接種、2回目から3か月以上の間隔をあけて3回目接種。
	サーバリックス（2価）	標準的な接種間隔は、1回目接種から1か月後に2回目、1回目から6か月後（ただし、2回目から2か月半以上間隔があいていること）に3回目を接種。 ※標準的な接種間隔で接種できない場合は、1回目から1か月以上の間隔をあけて2回目接種、1回目から5か月以上、かつ、2回目から2か月半以上の間隔をあけて3回目接種。
注意事項	<p>・原則、同一の者に異なるワクチンを使用せず、同一のワクチンを使用すること。 ただし、2価または4価ワクチンで規定の回数の一部を完了し、9価ワクチンで残りの回数の接種を行う交互接種については、医師と被接種者等がよく相談した上であれば、実施して差し支えない。 その場合の接種方法は、1回目から1か月以上の間隔をあけて2回目接種、2回目から3か月以上の間隔をあけて3回目接種。 現時点で、交互接種における免疫原性や安全性に関する懸念は報告されていません。</p> <p>・接種にあたっての注意事項等は適宜改正されておりますので、厚生労働省の最新情報をご確認願います。 厚生労働省ホームページ ヒトパピローマウイルス感染症～子宮頸がんとHPVワクチン～ https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/index.html ※医療従事者向けリーフレット等も掲載されておりますのでご参照ください。</p>	



※接種間隔について

「〇か月後」は接種日と同日以降の接種を意味します。（1か月後とは、4週間後ではありません）
月末に接種し、翌月以降に同日がない場合は、その翌月の1日になります。

具体例

- ◎4月1日の1か月後の場合 → 5月1日以降に接種してください。
- ◎1月31日の1か月後の場合 → 3月1日以降に接種してください。

平成25年度から令和3年度にかけて、子宮頸がんの予防接種の積極的接種勧奨の差し控えにより接種の影響を受けている者に対しての「キャッチアップ接種」が令和4年度から令和6年度までの3年間実施されています。

○「キャッチアップ接種」の接種方法について

平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性で未接種の方は、令和7年3月31日までの間に3回接種できます。(長期にわたり接種を中断していた方も、2回目と3回目の標準的な接種間隔は従来通りです。)

すでに1回若しくは2回接種済みの方は、接種済みの同一のワクチンで残回数接種できます。すでに接種したワクチンの種類が不明な場合、医師と被接種者等がよく相談の上、どのワクチンを選択しても差し支えないこととしています。

また、2価または4価ワクチンで規定の回数の一部を完了し、9価ワクチンで残りの回数の接種を行う交接種についても、医師と被接種者等がよく相談した上であれば、実施して差し支えありません。

その場合の接種方法は、1回目から1か月以上の間隔をあけて2回目接種、2回目から3か月以上の間隔をあけて3回目接種。

現時点で、交接種における免疫原性や安全性に関する懸念は報告されていません。

○接種後の体調の変化などを訴える方が受診した場合の対応について

ワクチン接種直後から、あるいは遅れて接種部位や接種部位と異なる部位の持続的な痛み、倦怠感、運動障害、記憶など認知機能の異常、その他の体調の変化などを訴える患者が受診した場合は、子宮頸がん予防ワクチン接種との関連を疑い症状を訴える患者が存在することを念頭に置き、傾聴の態度(受容、共感)を持って接し、共感を表明しつつ、診療にあたってください。

患者が落ち着いて診療を受けられるよう、また治療方針が首尾一貫するよう取り計らいつつ、自分が主治医として診療するか、協力医療機関、専門医療機関の医師に紹介するかを検討してください。患者の行き場がなくなる状況とならないように、紹介する際も、主治医が決定するまでは責任を持って自身で診療にあたってください。

副反応疑い報告を行うか検討してください。

子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状について、患者により身近な地域で適切な診療を提供するため、大阪府においては次の協力医療機関が選定されています。

大阪大学医学部附属病院（小児科：15歳以下、婦人科：16歳以上）

（電話番号）06-6879-5111（代表）

大阪医科薬科大学病院（総合診療科、麻酔科、ペインクリニック）

（電話番号）072-683-1221（代表）

近畿大学病院（小児科思春期科）

（電話番号）072-366-0221（代表）

大阪公立大学医学部附属病院（産婦人科）

（電話番号）06-6645-2857

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種の機会を逸した者への接種機会の確保について

平成25年1月30日付健発1310第4号にて予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行により、同日以降、定期の予防接種（ロタウイルス感染症及びインフルエンザ除く）の対象者であった者で、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった等の特別な事情により、定期の予防接種の機会を逸したと認められる者に対し、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過するまで（ただしBCGワクチン、5種混合ワクチン、4種混合ワクチン、ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンは年齢制限あり）の間、定期の予防接種の対象者となることとなりました。

1 対象者

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかるなど特別な事情（次の(1)～(3)に該当するもの）があったことにより、やむを得ず定期の予防接種が受けられなかった市民

(1) 予防接種法施行規則で定める疾病にかかったこと

- ア 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
- イ 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
- ウ イ又はロの疾病に準ずると認められるもの

(2) 臓器移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと

(3) 医学的知見に基づき、(1)又は(2)に準ずると認められるもの

2 接種期間

当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過するまでの間（ただしBCGワクチンは4歳に達するまで、小児用肺炎球菌ワクチンは6歳に達するまで、ヒブワクチンは10歳に達するまで、5種混合ワクチンおよび4種混合ワクチンは15歳に達するまでの年齢制限もあり）

3 接種手順

(1) 医療機関は、対象者又は対象者の保護者より、長期療養に係る定期の予防接種特例実施依頼書（「実施依頼書」という。）を受け取り、予診票、予防接種実施申込書（報告書）を記入してもらう。

※実施依頼書は、事前に対象児居住区の保健福祉センターにおいて発行します。実施依頼書がない場合、定期の予防接種として認められませんのでご注意ください。

(2) 予防接種の実施にあたっては、病状の変化を考慮し、予診の徹底など健康状況を十分に把握したうえで接種が行われるよう特に留意してください。

(3) 委託料の請求（6ページ参照）には、必ず実施依頼書（原本）を同封してください。

(4) BCGについては、別途契約を締結したツベルクリン反応検査取扱医療機関において、事前^にツベルクリン反応検査で陰性確認を行う必要があります、取扱いが異なります。詳しくは保健所感染症対策課結核グループへご連絡ください。

4 特例対象要件の確認

実施依頼書の発行には対象者又は対象者の保護者から居住区の保健福祉センターに、長期療養に係る予防接種特例実施の申出書の提出が必要となります。特例対象の要件を満たすかどうかを判断するため、主治医から治療経過等の情報をいただく必要があるので、対象者又は保護者から記入のご依頼があった場合にはよろしく取り扱われますようお願いいたします。

13歳以上の者の接種にあたっての注意事項について

(日本脳炎特例対象者、子宮頸がん予防接種対象者)

【保護者の同伴要件】

これまで、未成年者の予防接種の実施にあたっては、保護者の同伴が必要となっていました。日本脳炎予防接種の特例対象者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者）及び子宮頸がん予防接種対象者のうち、13歳以上16歳未満の者へ実施する場合は、保護者が予診票の記載事項をあらかじめ読み、理解し、納得して対象者に予防接種を受けさせることを希望する場合に、保護者が同伴しなくても対象者は予防接種を受けることができるようになりました。

ただし、当日保護者が同伴しない場合、あらかじめ接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄（署名欄2か所）にて確認できた場合に接種することができます。

また、16歳以上の者へ実施する場合は、保護者の同伴がなくても被接種者本人の自署（予診票の問診部分1か所）で接種することができます。

ケースとしては次の3点が考えられますので、十分に確認のうえ接種してください。

1 接種当日保護者が同伴する場合

→ 自署欄（問診部分1か所）は、接種当日、予診後医師の説明に同意した上で保護者が記入します。

2 接種当日保護者が同伴しない場合（13歳以上16歳未満に限る）

→ 自署欄（2か所）は、前もって保護者が記入します。
自署がもれている場合は接種することはできません。

3 被接種者が16歳以上であり、保護者の同伴が必要ない場合

→ 自署欄（問診部分1か所）は、接種当日、予診後医師の説明を受け、被接種者本人が同意した上で本人が記入します。

【予防接種後副反応等に関する説明及び同意】

保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応、ならびに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとします。

【妊娠の可能性に関する確認】

13歳以上の女性への接種にあたっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できます。このため、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行います。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮してください。

適切な予防接種の徹底について

接種するワクチンの種類、接種回数の増加に伴い、適切でない接種報告が増加しております。予防接種法令、予防接種ガイドライン、ワクチンの添付文書等の内容を守らずに予防接種を実施した場合、対象者が十分な免疫を獲得できないおそれがあるほか、被接種者に健康被害が生じた場合には、接種を行った医師自身の責任が問われ、予防接種法に定める健康被害救済制度の対象にならない可能性もありますので、ご留意願います。

つきましては、不適切な接種が起こらないよう、接種の例、並びに参考として間違い防止のチェックリストをお示ししますので、ご参照いただき、不適切な接種が発生しない実施体制の構築に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

万一、誤った用法用量でワクチンを接種した場合や、有効期限の切れたワクチンを接種した場合、BCG接種による擦過傷を起こした場合、血液感染を起こしうる場合等の重大な健康被害につながるおそれのある間違いが判明した場合は、速やかに医療機関所轄の保健福祉センターにご報告ください。

〇気をつけていただきたい接種内容について

(接種間隔については、特に報告の多かったものを例示しています。)

	過去の誤った接種例	正しい接種方法
接種 間隔	小児用肺炎球菌、ヒブ、4種混合を同時接種した場合、初回1回目から21日後に2回目を接種	小児用肺炎球菌は27日以上の間隔をあける(=28日目以降から接種可)
	ヒブ追加を初回接種終了後6か月後に接種	追加は7か月以上の間隔をあける
	小児用肺炎球菌を生後7か月から接種開始し2回目から30日後に3回目を接種	3回目(追加免疫)は60日以上の間隔をあけ、かつ1歳以降に行う
	日本脳炎の2回目を接種して28日後に3回目を接種	3回目は、6か月以上の間隔をあける ※特例接種対象者の場合はP16を参照
	水痘の2回目を1回目から3か月经過する前に接種	2回目は1回目の接種から3か月以上の間隔空けて接種(例:4月1日に接種した場合は、7月1日以降に接種可)
	B型肝炎の1回目を接種して21日後に2回目を接種	2回目は27日以上の間隔をあける
接種量	日本脳炎を1歳3か月児に0.5ml接種	3歳未満は0.25ml
部位	BCGを上腕内側に接種	上腕外側三角筋下端部に接種
年齢外	MR2期を5歳の誕生日翌日に接種	5歳以上7歳未満であって、かつ、 就学前1年間
回数	ヒブを1歳5か月から開始して2回接種	1歳以降で開始した場合は1回接種で完了

〇接種誤りが発生しやすい状況と対策について

状況	対策
兄弟・姉妹が同時に受診	保護者(被接種者)への氏名・ワクチンの種類の口頭確認 トレイの準備は別々にする
途中から異なる医療機関で接種した場合 (カルテに接種歴がない、母子健康手帳持参忘れ等)	母子健康手帳の接種歴、保護者への口頭確認 同一种、異種ワクチンの接種間隔の確認の徹底
接種作業の分業化 (受付で接種歴確認、看護師がワクチン準備、医師が接種)	事務・看護師・医師が複数人で確認 (ダブルチェック作業の徹底)
その他、受診者数が多い時、慣れない スタッフが対応など	マニュアル化、情報共有及び研修を実施 確認のためのチェックリストの活用

【参考例】接種誤り防止のチェックリスト

予防接種を適正に行なうために、確認は医師のみが行うのではなく、複数人が分担し、かつ責任の所在を明確にしてチェックを行えるような体制を整えておくことが重要です。以下のチェック項目をご参照ください。

参考：予防接種間違い防止の手引き 予防接種ガイドライン等検討委員会より一部抜粋

1 受付時の確認事項

- 対象者を住所、フルネーム、年齢、生年月日で確認する。
- 予防接種の種類と回数を確認する。
- 対象者がワクチンの対象接種年齢であるか確認する。
- 接種歴を確認する。
- 直前の予防接種実施日からの間隔を確認する。
- 予診票の質問事項がすべて回答されているか確認する。
- 検温を行い、記録する。

2 問診時の確認事項

- 対象者を住所、フルネーム、年齢、生年月日で確認する。
- 予防接種の種類と回数を確認する。
- 対象者がワクチンの対象接種年齢であるか確認する。
- 接種歴を確認する。
- 直前の予防接種実施日からの間隔を確認する。
- 接種前の検温を確認する。
- 予診票の記載に漏れがあれば確認する。
- 診察を行い、体調を確認する。
- 医師署名欄にサインする。
- 保護者（又は本人）の承諾サインをもらう。

3 接種時の確認事項

- ワクチンの種類および有効期限を確認する。ワクチンを希釈した場合は、希釈した時間を記録し、接種時に使用期限内であることを確認する。
- ワクチンの外観を確認する。
- ワクチンの接種量を確認する。
- 接種方法を確認する。

4 接種後の確認事項

- 使用済み注射器はリキャップをせずに、そのまま廃棄容器に適正に廃棄する。
- 予診票、カルテ、母子健康手帳などに接種日、メーカー名、ワクチンロット番号、接種量、医療機関名などを記載する。
- 予診票を回収したか確認する。
- 接種終了後の注意事項を説明する。
- 副反応にそなえ、接種後30分程度待機させる。

5 ワクチン保管の確認事項

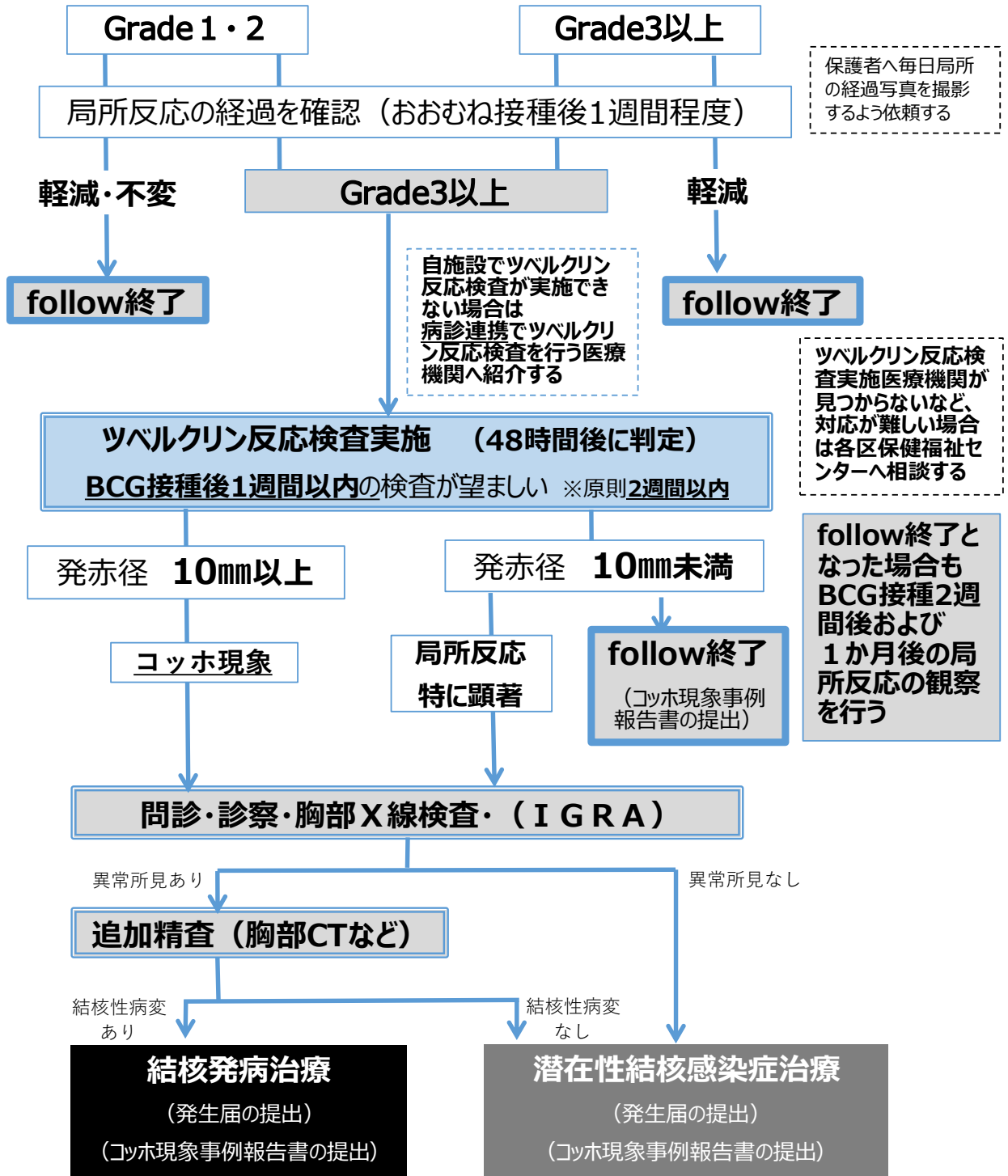
- ワクチンの保管については、各ワクチンの添付文書で確認する
- ワクチンの種類別に整理し、使用予定数を確保しておく。
- 有効期限までの日数が長いものは奥に、短いものは手前に置く。
- 保管庫の温度を記録する（保管庫内に最低最高温度計を入れておく）。

[参考] 厚生労働省啓発リーフレット「予防接種における間違いを防ぐために（2023年4月改定版）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001103564.pdf>

コッホ現象(疑)への基本対応フロー図

別紙



対応に苦慮する場合は保健所感染症対策課・専門医療機関等に相談してください

- 提出先
- ・発生届：医療機関最寄りの保健福祉センター（保健所）
 - ・コッホ事例報告書：対象児居住区の保健福祉センター

【参考：大阪府BCG接種コッホ現象対応マニュアル】

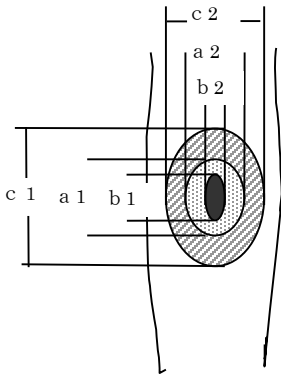
コッホgrade分類

Grade	所見
1	針痕部の発赤のみ
2	針痕部の発赤+刺入部周辺の健常皮膚の発赤
3	針痕部の硬結(1か所以上)
4	針痕部の化膿疹(1か所以上)
5	針痕部の浸出液漏出 or 痂皮形成(1~9か所)
6	針痕部の浸出液漏出and/or 痂皮形成(10か所以上)

ツベルクリン反応検査

注射後、48時間後に判定をする。
(やむを得ず判定できない場合は72時間後でも可)

【記載方法】



硬結(長径 $b1$ ×短径 $b2$)
 発赤(長径 $a1$ ×短径 $a2$)
 二重発赤(長径 $c1$ ×短径 $c2$)

発赤:指で圧迫したら一時消退

硬結:人差し指の腹で、発赤の内側を軽くさすって触れる皮膚のしこり

二重発赤:発赤の外側にある明るい部分

【判定基準】

BCG接種	なし	9 mm以下	陰性
		10mm以上	陽性
	あり	29mm以下	陰性
		30mm以上	陽性

ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎(ポリオ)混合[DPT-IPV]

生後2～9.0か月に至るまでの
この予防接種は委託医療機関で実施します。
0.5ml 皮下
接種回数(左・右) 上腕部
接種部位(左・右) 上腕部

5種混合(DPT-IPV-Hib)ワクチンを接種する場合は、4種混合(DPT-IPV)ワクチンの予防票を読み替えてお使いください。

ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎(ポリオ)混合[DPT-IPV] 1期初回1回目

住所	大阪府	区		氏名	
フリガナ				氏名	
受ける人の氏名		生年月日	年 月 日	体重	kg
受ける人の氏名		生年月日	年 月 日	体重	kg
生まれた時		グラム		異常なし・異常あり	

筋肉内に接種した場合は、筋肉内接種である旨と接種部位について、記載してください。

5種混合(DPT-IPV-Hib)ワクチンを接種する場合は、製造番号等が記載されているシールを貼付する等5種混合(DPT-IPV-Hib)ワクチンを接種したことがわかるようにしていただきますようお願いいたします。

質問事項 1. 今日、お子さんは身体のぐあいの悪いところがありますか。 ()

それはどんな状態ですか。 ()

2. 最近1か月以内に病気がかかったりケガをされましたか。 ()

それはどんな状態ですか。 ()

3. 読み替えて使用する予防票

5種混合(DPT-IPV-Hib)ワクチンは、4種混合(DPT-IPV)ワクチンの予防票を使用

接種方法 従来の皮下ではなく、筋肉内に接種した場合は、接種方法と部位について、予防票の「上部」及び「下部」に記載してください。

その他 製造番号等が記載されているシールを貼付する等、読み替えて使用したことがわかるように運用ください。

また、予防接種手順に編纂されているヒブワクチンの予防票については切り取っていただき、上部(予防接種済証)の余白に5種混合ワクチン接種済みと記載する等誤ってヒブワクチンを接種しないようにお取り計らいください。

4. これまでに受けた予防接種の種類 ()

それはどんな状態でしたか。 ()

5. 近観の中で予防接種を受けてぐあいが悪くなった人がいますか。 ()

近観の中で先天性免疫不全と診断された人はいますか。 ()

6. 今日受ける予防接種についての説明書を読みましたか。 ()

7. その他お子さんのことや、今日の予防接種について何か質問がありますか。 ()

具体的に ()

※ [医師の記入欄]

診察所見・その他特記事項

5種混合(DPT-IPV-Hib)ワクチンを接種する場合は、製造番号等が記載されているシールを貼付する等5種混合(DPT-IPV-Hib)ワクチンを接種したことがわかるようにしていただきますようお願いいたします。

筋肉内に接種した場合は、筋肉内接種である旨と接種部位について、記載してください。

使用ワクチン名 Lot No. 最終有効年月日

※ 接種部位(左・右) 上腕部

※ 接種医師名

この予防票は、予防接種における安全性の確保を目的としています。提出いただきました予防票は、この目的以外には使用いたしません。

小児用肺炎球菌(PCV13)ワクチン

生後2～6.0か月に至るまでの人
が要りますので接種医とご相談ください。
この予防接種は委託医療機関で実施します。
0.5ml 皮下
接種回数(左・右) 上腕部
接種部位(左・右) 上腕部

15価(PCV15)ワクチンを接種する場合は、13価(PCV13)ワクチンの予防票を読み替えてお使いください。

小児用肺炎球菌(PCV13)ワクチン予防接種 予防票 初回1回目

住所	大阪府	区		氏名	
フリガナ				氏名	
受ける人の氏名		生年月日	年 月 日	体重	kg
受ける人の氏名		生年月日	年 月 日	体重	kg
生まれた時		グラム		異常なし・異常あり	

筋肉内に接種した場合は、筋肉内接種である旨と接種部位について、記載してください。

15価(PCV15)ワクチンを接種する場合は、製造番号等が記載されているシールを貼付する等15価(PCV15)ワクチンを接種したことがわかるようにしていただきますようお願いいたします。

質問事項 1. 今日、お子さんは身体のぐあいの悪いところがありますか。 ()

それはどんな状態ですか。 ()

2. 最近1か月以内に病気がかかったりケガをされましたか。 ()

それはどんな状態ですか。 ()

3. 読み替えて使用する予防票

小児用肺炎球菌(PCV15)ワクチンは、小児用肺炎球菌(PCV13)ワクチンの予防票を使用

接種方法 従来の皮下ではなく、筋肉内に接種した場合は、接種方法と部位について、予防票の「上部」及び「下部」に記載してください。

その他 製造番号等が記載されているシールを貼付する等、読み替えて使用したことがわかるように運用ください。

また、予防接種手順に編纂されているヒブワクチンの予防票については切り取っていただき、上部(予防接種済証)の余白に5種混合ワクチン接種済みと記載する等誤ってヒブワクチンを接種しないようにお取り計らいください。

4. これまでに受けた予防接種の種類 ()

それはどんな状態でしたか。 ()

5. 近観の中で予防接種を受けてぐあいが悪くなった人がいますか。 ()

近観の中で先天性免疫不全と診断された人はいますか。 ()

6. 今日受ける予防接種についての説明書を読みましたか。 ()

7. その他お子さんのことや、今日の予防接種について何か質問がありますか。 ()

具体的に ()

※ [医師の記入欄]

診察所見・その他特記事項

15価(PCV15)ワクチンを接種する場合は、製造番号等が記載されているシールを貼付する等15価(PCV15)ワクチンを接種したことがわかるようにしていただきますようお願いいたします。

筋肉内に接種した場合は、筋肉内接種である旨と接種部位について、記載してください。

使用ワクチン名 Lot No. 最終有効年月日

※ 接種部位(左・右) 上腕部

※ 接種医師名

この予防票は、予防接種における安全性の確保を目的としています。提出いただきました予防票は、この目的以外には使用いたしません。

【郵便番号】

【住所】

【こどもの名前】

保護者 様

予防接種番号：

0000000000

「予防接種番号」のご案内

おおさかし
大阪府
大阪市 1234567890

よぼうせつしゅてちよう
予防接種手帳

おぼろげなイラスト

転写入力の際は間違えてきません。

本人 氏名 性別 年齢 年 月 日 出生 男女

住所 大阪府 区 電話 ()

保護者 氏名

●この「予防接種手帳」は「母子健康手帳」と共に大切に保管してください。

平成26年3月

予防接種番号はこの案内の右上部に記載されている10桁の番号で、委託医療機関で予防接種を受ける際に必要書類に記載していただく番号です。（※裏面参照）

失くさないよう母子健康手帳や予防接種手帳にこの用紙をはさみ込み、分かりやすい所に予防接種番号を転記してください。

「予防接種番号」を番号欄に転記してください。

予防接種の受け方

○委託医療機関に電話等で予約をしてから、「母子健康手帳」と予防接種手帳に付属の「予診票」等を持参して予防接種を受けてください。

委託医療機関の検索はこちら→



○予防接種を受ける前に、母子健康手帳と一緒にお渡ししている「予防接種手帳」をよくお読みください。紛失された場合はお住まいの区の保健福祉センターあてお問い合わせください。

○定期予防接種は種類により対象期間や接種間隔等が決められています。早いものは生後2か月頃から接種可能です。打ち忘れのないよう計画的に始めましょう。

○接種対象年齢以外での接種は定期予防接種と認められません。その場合は任意接種となり、接種費用の助成や健康被害救済制度の対象にはなりませんのでご注意ください。

予防接種後副反応疑い報告書

予防接種法上の定期接種・臨時接種、任意接種の別		<input type="checkbox"/> 定期接種・臨時接種		<input type="checkbox"/> 任意接種	
患者 (被接種者)	氏名又はイニシャル(姓・名)	フリガナ <small>(定期・臨時の場合は氏名、任意の場合はイニシャルを記載)</small>	性別	1 男 2 女	接種時年齢
	住所	都道府県	区市町村	生年月日	T H S R 年 月 日生
報告者	氏名	1 接種者(医師) 2 接種者(医師以外) 3 主治医 4 その他()			
	医療機関名		電話番号		
	住所				
接種場所	医療機関名				
	住所				
ワクチン	ワクチンの種類 <small>(②~④は、同時接種したものを記載)</small>	ロット番号	製造販売業者名	接種回数	
	①			① 第 期(回目)	
	②			② 第 期(回目)	
	③			③ 第 期(回目)	
	④			④ 第 期(回目)	
接種の状況	接種日	平成・令和 年 月 日 午前・午後 時 分	出生体重	グラム <small>(患者が乳幼児の場合に記載)</small>	
	接種前の体温	度 分	家族歴		
	予診票での留意点(基礎疾患、アレルギー、最近1ヶ月以内のワクチン接種や病気、服薬中の薬、過去の副作用歴、発育状況等)				
	1 有				
	2 無				
症状の概要	症状	定期接種・臨時接種の場合で次頁の報告基準に該当する場合は、ワクチンごとに該当する症状に○をしてください。 <small>急性散在性脳脊髄炎、ギラン・バレー症候群、血栓症(血栓塞栓症を含む。)(血小板減少症を伴うものに限る。)、心筋炎又は心膜炎に該当する場合は、各調査票を記入のうえ、提出してください。</small> 報告基準にない症状の場合又は任意接種の場合(症状名:)			
	発生日時	平成・令和 年 月 日 午前・午後 時 分			
	本剤との因果関係	1 関連あり 2 関連なし 3 評価不能	他要因(他の疾患等)の可能性の有無	1 有	
		概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)		2 無	
	○製造販売業者への情報提供 : 1 有 2 無				
症状の程度	1 重い	1 死亡 2 障害 3 死亡につながるおそれ 4 障害につながるおそれ 5 入院 (病院名: 医師名:) 平成・令和 年 月 日 入院 / 平成・令和 年 月 日 退院			
	2 重くない	6 上記1~5に準じて重い 7 後世代における先天性の疾病又は異常			
症状の転帰	転帰日	平成・令和 年 月 日			
	1 回復 2 軽快 3 未回復 4 後遺症(症状:) 5 死亡 6 不明				
報告者意見					
報告回数	1 第1報 2 第2報 3 第3報以後				

(別紙様式1)

	対象疾病	症 状	発生までの時間	左記の「その他の反応」を選択した場合の症状
報告基準 (該当するものの番号に「○」を記入)	ジフテリア 百日せき 急性灰白髄炎 破傷風	1 アナフィラキシー	4時間	左記の「その他の反応」を選択した場合 a 無呼吸 b 気管支けいれん c 急性散在性脳脊髄炎 (ADEM) d 多発性硬化症 e 脳炎・脳症 f 脊髄炎 g けいれん h ギラン・バレ症候群 i 視神経炎 j 顔面神経麻痺 k 末梢神経障害 l 知覚異常 m 血小板減少性紫斑病 n 血管炎 o 肝機能障害 p ネフローゼ症候群 q 喘息発作 r 間質性肺炎 s 皮膚粘膜眼症候群 t ぶどう膜炎 u 関節炎 v 蜂巣炎 w 血管迷走神経反射 x a~w以外の場合は前頁の「症状名」に記載
		2 脳炎・脳症	28日	
		3 けいれん	7日	
		4 血小板減少性紫斑病	28日	
		5 その他の反応	—	
	麻しん 風しん	1 アナフィラキシー	4時間	
		2 急性散在性脳脊髄炎 (ADEM)	28日	
		3 脳炎・脳症	28日	
		4 けいれん	21日	
		5 血小板減少性紫斑病	28日	
	日本脳炎	1 アナフィラキシー	4時間	
		2 急性散在性脳脊髄炎 (ADEM)	28日	
		3 脳炎・脳症	28日	
		4 けいれん	7日	
		5 血小板減少性紫斑病	28日	
		6 その他の反応	—	
結核 (BCG)	1 アナフィラキシー	4時間		
	2 全身播種性BCG感染症	1年		
	3 BCG骨炎(骨髄炎、骨膜炎)	2年		
	4 皮膚結核様病変	3か月		
	5 化膿性リンパ節炎	4か月		
	6 髄膜炎 (BCGによるものに限る。)	—		
	7 その他の反応	—		
Hib感染症 小児の肺炎球菌感染症	1 アナフィラキシー	4時間		
	2 けいれん	7日		
	3 血小板減少性紫斑病	28日		
	4 その他の反応	—		
ヒトパピローマウイルス 感染症	1 アナフィラキシー	4時間		
	2 急性散在性脳脊髄炎 (ADEM)	28日		
	3 ギラン・バレ症候群	28日		
	4 血小板減少性紫斑病	28日		
	5 血管迷走神経反射(失神を伴うもの)	30分		
	6 疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状	—		
	7 その他の反応	—		
水痘	1 アナフィラキシー	4時間		
	2 血小板減少性紫斑病	28日		
	3 無菌性髄膜炎(帯状疱疹を伴うもの)	—		
	4 その他の反応	—		
B型肝炎	1 アナフィラキシー	4時間		
	2 急性散在性脳脊髄炎 (ADEM)	28日		
	3 多発性硬化症	28日		
	4 脊髄炎	28日		
	5 ギラン・バレ症候群	28日		
	6 視神経炎	28日		
	7 末梢神経障害	28日		
	8 その他の反応	—		
ロタウイルス感染症	1 アナフィラキシー	4時間		
	2 腸重積症	21日		
	3 その他の反応	—		
インフルエンザ	1 アナフィラキシー	4時間		
	2 急性散在性脳脊髄炎 (ADEM)	28日		
	3 脳炎・脳症	28日		
	4 けいれん	7日		
	5 脊髄炎	28日		
	6 ギラン・バレ症候群	28日		
	7 視神経炎	28日		
	8 血小板減少性紫斑病	28日		
	9 血管炎	28日		
	10 肝機能障害	28日		
	11 ネフローゼ症候群	28日		
	12 喘息発作	24時間		
	13 間質性肺炎	28日		
	14 皮膚粘膜眼症候群	28日		
	15 急性汎発性発疹性膿疱症	28日		
	16 その他の反応	—		
高齢者の肺炎球菌感染症	1 アナフィラキシー	4時間		
	2 ギラン・バレ症候群	28日		
	3 血小板減少性紫斑病	28日		
	4 注射部位壊死又は注射部位潰瘍	28日		
	5 蜂巣炎(これに類する症状であって、上腕から前腕に及ぶものを含む。)	7日		
	6 その他の反応	—		
新型コロナウイルス感染症	1 アナフィラキシー	4時間		
	2 血栓症(血栓塞栓症を含む。) (血小板減少症を伴うものに限る。)	28日		
	3 心筋炎	28日		
	4 心膜炎	28日		
	5 熱性けいれん	7日		
	6 その他の反応	—		

(別紙様式1)

<注意事項>

1. 報告に当たっては、記入要領を参考に、記入してください。
2. 必要に応じて、適宜、予診票等、接種時の状況の分かるものを添付してください。
3. 報告書中の「症状名」には、原則として医学的に認められている症状名を記載してください。
4. 報告時点で、記載された症状が未回復である場合には「未回復」の欄に、記載された症状による障害等がある場合には「後遺症」の欄に記載してください。
5. 報告基準にある算用数字を付している症状については、「その他の反応」を除き、それぞれ定められている時間までに発症した場合は、因果関係の有無を問わず、国に報告することが予防接種法等で義務付けられています。
6. 報告基準中の「その他の反応」については、①入院、②死亡又は永続的な機能不全に陥る又は陥るおそれがある場合であって、それが予防接種を受けたことによるものと疑われる症状について、報告してください。なお、アルファベットで示した症状で該当するものがある場合には、○で囲んでください。
7. 報告基準中の発生までの時間を超えて発生した場合であっても、それが予防接種を受けたことによるものと疑われる症状については、「その他の反応」として報告してください。その際には、アルファベットで例示した症状で該当するものがある場合には、○で囲んでください。
8. 報告基準は、予防接種後に一定の期間内に現れた症状を報告するためのものであり、予防接種との因果関係や予防接種健康被害救済と直接に結びつくものではありません。
9. 記入欄が不足する場合には、別紙に記載し、報告書に添付してください。
10. 報告された情報については、厚生労働省、国立感染症研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構で共有します。また、患者(被接種者)氏名、生年月日を除いた情報を、製造販売業者に提供します。報告を行った医療機関等に対し、医薬品医療機器総合機構又は製造販売業者が詳細調査を行う場合があります。
11. 報告された情報については、ワクチンの安全対策の一環として、広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。
12. 患者に予防接種を行った医師等以外の医師等も予防接種を受けたことによるものと疑われる症状を知った場合には報告を行うものとされています。なお、報告いただく場合においては、把握が困難な事項については、記載いただくことなく結構です。
13. ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する注意事項は以下のとおりです。
 - ・広範な慢性的疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者を診察した際には、ヒトパピローマウイルス感染症の定期的予防接種又は任意接種を受けたかどうかを確認してください。
 - ・ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種にあつては、接種後に広範な慢性的疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合がありますため、これらの症状と接種との関連性を認めた場合、報告してください。
 - ・ヒトパピローマウイルス感染症の任意接種にあつては、接種後に広範な慢性的疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生した場合、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10第2項の規定に基づき、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者は、速やかに報告してください。
 - ・ヒトパピローマウイルス感染症のキャッチアップ接種にあつては、過去に接種したヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの種類が不明の場合、結果として、異なる種類のワクチンが接種される可能性があるため、ワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性及び有効性についての情報収集の観点から、予診票での留意点にその旨明記してください。
14. 独立行政法人医薬品医療機器総合機構ウェブサイト上に報告に係る記入要領を示しているため、報告にあたっては参照してください。
15. 新型コロナワクチンについては、これまでワクチン接種との因果関係が示されていない症状も含め、幅広く評価を行っていく必要があることから、当面の間、以下の症状については規定による副反応疑い報告を積極的に検討するとともに、これら以外の症状についても必要に応じて報告を検討してください。

けいれん(ただし、熱性けいれんを除く。)、ギラン・バレー症候群、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、血小板減少性紫斑病、血管炎、無菌性髄膜炎、脳炎・脳症、脊髄炎、関節炎、顔面神経麻痺、血管迷走神経反射(失神を伴うもの)

また、「血栓症(血栓塞栓症を含む。)(血小板減少症を伴うものに限る。))」、心筋炎又は心膜炎について報告する場合には、別紙様式1記入要領別表の記載も踏まえ、別紙様式1に加えて、血栓症(血栓塞栓症を含む。)(血小板減少症を伴うものに限る。)(ITS)調査票、心筋炎調査票又は心膜炎調査票をそれぞれ作成し、報告してください。ただし、心筋炎及び心膜炎がともに疑われる場合には、心筋炎調査票及び心膜炎調査票の両方を作成して報告してください。

なお、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ウェブサイト上に新型コロナワクチンに係る報告の記載例を示しているため、報告にあたっては参照してください。
16. 電子報告システム(報告受付サイト)による報告は、以下の独立行政法人医薬品医療機器総合機構ウェブサイトよりアクセスし、報告を作成、提出してください。

URL:<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>
17. FAXでの報告は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の下記宛に送付してください。その際、報告基準に係る表についても、併せて送付してください。

新型コロナワクチン専用FAX番号:0120-011-126
その他のワクチン用FAX番号:0120-176-146

令和 年 月分 個別予防接種請求書

請求金額 金 円

(表面、裏面の合算額を記入ください)

[DPT-IPV予防接種] 【実施申込書(報告書)の番号:75~78】

1期	初回	1回目	<input type="text"/> 件	= <input type="text"/> 件 × @ 10,862
		2回目	<input type="text"/> 件	
		3回目	<input type="text"/> 件	
	追加	<input type="text"/> 件	= <input type="text"/> 円	

—接種見合せ料—

<input type="text"/> 件 × @ 3,470
= <input type="text"/> 円

[DPT-IPV-Hib予防接種] 【実施申込書(報告書)の番号:44~47】

1期	初回	1回目	<input type="text"/> 件	= <input type="text"/> 件 × @ 19,772
		2回目	<input type="text"/> 件	
		3回目	<input type="text"/> 件	
	追加	<input type="text"/> 件	= <input type="text"/> 円	

—接種見合せ料—

<input type="text"/> 件 × @ 3,470
= <input type="text"/> 円

[DT予防接種] 【実施申込書(報告書)の番号:09】

2期	<input type="text"/> 件	= <input type="text"/> 件 × @ 5,060	= <input type="text"/> 円
----	------------------------	------------------------------------	--------------------------

—接種見合せ料—

<input type="text"/> 件 × @ 3,388
= <input type="text"/> 円

[MR予防接種] 【実施申込書(報告書)の番号:10・11】

1期	<input type="text"/> 件	= <input type="text"/> 件 × @ 12,540	= <input type="text"/> 円
2期	<input type="text"/> 件	= <input type="text"/> 件 × @ 10,285	= <input type="text"/> 円

—接種見合せ料—

<input type="text"/> 件 × @ 5,643
= <input type="text"/> 円
<input type="text"/> 件 × @ 3,388
= <input type="text"/> 円

[インフルエンザ予防接種] 【実施申込書(報告書)の番号:20】

65歳以上 自己負担あり	<input type="text"/> 件	= <input type="text"/> 件 × @ 3,560	= <input type="text"/> 円
65歳以上 自己負担なし	<input type="text"/> 件	= <input type="text"/> 件 × @ 5,060	= <input type="text"/> 円

—接種見合せ料—

<input type="text"/> 件 × @ 3,168
= <input type="text"/> 円

[高齢者用肺炎球菌予防接種] 【実施申込書(報告書)の番号:30】

自己負担あり	<input type="text"/> 件	= <input type="text"/> 件 × @ 4,065	= <input type="text"/> 円
自己負担なし	<input type="text"/> 件	= <input type="text"/> 件 × @ 8,365	= <input type="text"/> 円

—接種見合せ料—

<input type="text"/> 件 × @ 3,388
= <input type="text"/> 円

[BCG予防接種] 【実施申込書(報告書)の番号:98】

1回	<input type="text"/> 件	= <input type="text"/> 件 × @ 11,715	= <input type="text"/> 円
----	------------------------	-------------------------------------	--------------------------

—接種見合せ料—

<input type="text"/> 件 × @ 4,158
= <input type="text"/> 円

※ 日本脳炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん、水痘、B型肝炎、ロタウイルス予防接種の請求は裏面です。

※ DPT、DT1期、ポリオ、麻しん、風しんの予防接種の請求は様式5-2(市ホームページ「大阪市委託医療機関向け予防接種情報」に掲載しています)を使用ください。



以上のおり請求します
(提出先)大阪市長

(請求者) 医療機関コード
施設コード

令和 年 月 日

所在地

(郵便番号は必ず記入してください)

医療機関・施設名称

開設者又は代表者
電話番号
(必ず記入してください)

[注意]

- ・枠内にはっきりご記入ください
- ・予防接種申込書(報告書)を添付してください

(請求書表面の請求者名は必ず記載してください)

様式5-1(裏面)

[日本脳炎予防接種]【実施申込書(報告書)の番号:16~18】

1期	初回	1回目	件	<input type="text"/>	件 × @ 7,433
		2回目	件	= <input type="text"/>	円
	追加		件	= <input type="text"/>	円

—接種見合せ料—

<input type="text"/>	件 × @ 3,479
= <input type="text"/>	円

[日本脳炎予防接種]【実施申込書(報告書)の番号:22】

経過措置	初回	1回目	件	<input type="text"/>	件 × @ 6,744
		2回目	件	= <input type="text"/>	円
	追加		件	= <input type="text"/>	円

<input type="text"/>	件 × @ 2,790
= <input type="text"/>	円

※1期の経過措置分は、予防接種実施申込書(報告書)の記載番号が「22」であることを確認してください

※2期の接種者は13歳以上であっても経過措置ではなく2期に記載し、予防接種実施申込書(報告書)の記載番号が「19」であることを確認してください

[日本脳炎予防接種]【実施申込書(報告書)の番号:19】

2期	<input type="text"/>	件	件 × @ 7,205	= <input type="text"/>	円
----	----------------------	---	-------------	------------------------	---

<input type="text"/>	件 × @ 3,388
= <input type="text"/>	円

[ヒブワクチン]【実施申込書(報告書)の番号:60~63】

初回	1回目	件	<input type="text"/>	件 × @ 9,506
	2回目	件	= <input type="text"/>	円
	3回目	件	= <input type="text"/>	円
追加		件	= <input type="text"/>	円

—接種見合せ料—

<input type="text"/>	件 × @ 2,920
= <input type="text"/>	円

[小児用肺炎球菌ワクチン]【実施申込書(報告書)の番号:64~67】

初回	1回目	件	<input type="text"/>	件 × @ 12,485
	2回目	件	= <input type="text"/>	円
	3回目	件	= <input type="text"/>	円
追加		件	= <input type="text"/>	円

—接種見合せ料—

<input type="text"/>	件 × @ 2,920
= <input type="text"/>	円

[子宮頸がん予防ワクチン(サーバリックス・ガーダシル)]【実施申込書(報告書)の番号:68~70】

1回目	件	<input type="text"/>	件 × @ 16,940
2回目	件	= <input type="text"/>	円
3回目	件	= <input type="text"/>	円

—接種見合せ料—

<input type="text"/>	件 × @ 2,192
= <input type="text"/>	円

[子宮頸がん予防ワクチン(シルガード9)]【実施申込書(報告書)の番号:81~83】

1回目	件	<input type="text"/>	件 × @ 29,590
2回目	件	= <input type="text"/>	円
3回目	件	= <input type="text"/>	円

—接種見合せ料—

<input type="text"/>	件 × @ 2,192
= <input type="text"/>	円

[水痘ワクチン]【実施申込書(報告書)の番号:79・80】

1回目	件	<input type="text"/>	件 × @ 10,835
2回目	件	= <input type="text"/>	円

—接種見合せ料—

<input type="text"/>	件 × @ 5,643
= <input type="text"/>	円

[B型肝炎ワクチン]【実施申込書(報告書)の番号:88~90】

1回目	件	<input type="text"/>	件 × @ 7,586
2回目	件	= <input type="text"/>	円
3回目	件	= <input type="text"/>	円

—接種見合せ料—

<input type="text"/>	件 × @ 5,166
= <input type="text"/>	円

[ロタウイルスワクチン]【実施申込書(報告書)の番号:93~97】

ロタリックス	1回目	件	<input type="text"/>	件 × @ 15,235
	2回目	件	= <input type="text"/>	円
ロタテック	1回目	件	<input type="text"/>	件 × @ 10,208
	2回目	件	= <input type="text"/>	円
	3回目	件	= <input type="text"/>	円

—接種見合せ料—

<input type="text"/>	件 × @ 4,158
= <input type="text"/>	円
<input type="text"/>	件 × @ 4,158
= <input type="text"/>	円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う 定期予防接種の接種期間の延長について

国の緊急事態宣言等により接種の影響を受けた方について、次のとおり定期予防接種の接種期間を延長しています。

接種期限 **令和7年5月7日まで**（ただし、高齢者肺炎球菌は令和6年5月7日まで）

接種期間延長の対象者

※本取扱いは、大阪市民の方に限ります。他の市区町村の住民の方の取扱いは、各市区町村へお問い合わせください。

※延長対象者であっても、法定の接種開始時期・接種間隔は変更ありませんのでご注意ください。

予防接種	延長対象者の生年月日一覧	注意事項
ヒブ【※1】	平成27年4月8日 ~ 令和2年5月8日	・10歳の誕生日の前日までに接種してください
小児用肺炎球菌【※2】	平成27年4月8日 ~ 令和2年5月8日	・6歳の誕生日の前日までに接種してください
B型肝炎	平成31年4月8日 ~ 令和5年5月7日	
BCG	平成31年4月8日 ~ 令和5年5月7日	・1歳の誕生日以降は、各区保健福祉センターへの事前の申請と検査が必要です。延長後の接種期限は、申請後に交付する実施依頼書でご確認ください。
4種混合	平成24年10月8日 ~ 平成29年11月8日	
ポリオ	平成24年10月8日 ~ 平成29年11月8日	
3種混合	平成24年10月8日 ~ 平成29年11月8日	
D T 2期	平成19年4月8日 ~ 平成24年5月8日	
M R 1期	平成30年4月8日 ~ 令和4年5月8日	
M R 2期	平成26年4月2日 ~ 平成30年4月1日	
水とう	平成29年4月8日 ~ 令和4年5月8日	
日本脳炎 1期	平成24年10月8日 ~ 平成29年11月8日	
日本脳炎 2期	平成19年4月8日 ~ 平成24年5月8日	
日本脳炎（経過措置）	平成19年4月8日 ~ 平成21年10月1日	
高齢者肺炎球菌	・令和2年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳になった方 ・令和3年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳になった方 ・令和4年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳になった方 ・令和5年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳になった方 （ともに過去に接種を受けた方は除く）	・接種期限は令和6年5月7日までとなります。

※ロタウイルス感染症は腸重積症のリスクにより延長の対象外

※子宮頸がん予防はキャッチアップ接種の開始により延長の対象外

（キャッチアップ接種については、大阪市ホームページ『子宮頸がん予防ワクチンの接種について』をご参照ください）

※延長対象者の生年月日一覧は令和2年4月7日の緊急事態宣言及び令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置づけの変更時期を基準に設定しています。

※ワクチンごとの接種期限は遵守していただきますようお願いします。（注意事項参照のこと）

【※1】【※2】接種開始年齢等によって接種回数異なります（詳細は裏面をご参照ください）

注意事項

・ **接種方法や接種間隔、接種回数**の考え方は従来どおりです。今回の延長措置により特例はありません。

【※1】 ヒブワクチン

接種開始時期	回数	接種間隔
生後2～7か月に至るまで ※標準的な接種年齢	4回	初回接種：27日(医師が必要と認める時は20日)以上(標準的には56日まで)の間隔をあけて3回 追加接種：初回接種終了後7か月以上(標準的には13か月まで)の間隔をあけて1回 ※初回2回目及び3回目の接種は、生後12か月に至るまでに行い、それを超えた場合は行わない。この場合、追加接種は可能であるが、初回接種終了後、27日(医師が必要と認める時は20日)以上の間隔をあけて1回行う。
生後7～12か月に至るまで (1歳の誕生日の前日まで)	3回	初回接種：27日(医師が必要と認める時は20日)以上(標準的には56日まで)の間隔をあけて2回 追加接種：初回接種終了後7か月以上(標準的には13か月まで)の間隔をあけて1回 ※初回2回目の接種は、生後12か月に至るまでに行い、それを超えた場合は行わない。この場合、追加接種は可能であるが、初回接種終了後、27日(医師が必要と認める時は20日)以上の間隔をあけて1回行う。
生後12～60か月に至るまで (5歳の誕生日の前日まで)	1回	

【※2】 小児用肺炎球菌ワクチン

接種開始時期	回数	接種間隔
生後2～7か月に至るまで ※標準的な接種年齢	4回	初回接種：(標準的には生後12か月までに)27日以上の間隔をあけて3回 追加接種：初回接種終了後60日以上の間隔をあけた後、かつ生後12か月に至った日以降に1回(標準的な接種期間は生後12～15か月) ※初回2回目及び3回目の接種は生後24か月に至るまでに行い、それを超えた場合は行わない(追加接種は実施可能)。 ※初回2回目の接種が生後12か月を超えた場合、初回3回目の接種は行わない(追加接種は実施可能)。
生後7～12か月に至るまで (1歳の誕生日の前日まで)	3回	初回接種：(標準的には生後12か月までに)27日以上の間隔をあけて2回 追加接種：初回接種終了後60日以上の間隔をあけた後、かつ生後12か月に至った日以降に1回 ※初回2回目の接種は生後24か月に至るまでに行い、それを超えた場合は行わない(追加接種は実施可能)。
生後12～24か月に至るまで (2歳の誕生日の前日まで)	2回	60日以上の間隔をあける
生後24～60か月に至るまで (5歳の誕生日の前日まで)	1回	

・ **特に、ヒブと小児用肺炎球菌については、接種開始年齢等によって、接種回数が異なります。**

母子健康手帳が空欄であっても、回数が超過する場合があります。十分ご確認ください。

(例) ヒブワクチンの接種開始時期が、生後7か月～12か月に至るまでの児の場合

・・・接種回数は3回。

「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期予防接種の接種期間の延長について」の接種期間延長の対象者が来院され、母子健康手帳を確認したときに、ヒブワクチンの欄が1行空欄となっていたとしても、接種回数は満たされているため、未接種分の接種対象にはなりません。

特に、ヒブと小児用肺炎球菌については、接種開始年齢を十分確認してください。

【お問合せ・連絡先】 大阪市保健所感染症対策課 (感染症グループ)

TEL : 06-6647-0954 FAX : 06-6647-0803